

バーゼルⅢに関するQ&A

(平成24年6月6日公表、同年8月7日追加、同年12月12日追加・修正、平成25年3月28日追加・修正、同年9月20日追加・修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第14条の2に基づく告示の条文番号となっています。

【総論、自己資本比率計算】

【第2章～第5章（国際統一基準及び国内基準）第2章及び第3章（国際統一基準）関係】

<普通株式に係る株主資本の額>

【関連条項】第5条第1項、第17条第1項、第28条第1項、第40条第1項

第5条-Q1 普通株式に係る株主資本の額はどのように計算すれば良いでしょうか。(平成25年9月20日修正)

(A)

会計上の株主資本を構成する資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額の合計額のうち、第5条第3項若しくは第17条第3項又は第28条第3項若しくは第40条第3項の要件を満たす普通株式に清算時に分配されるであろうと考えられる残余財産の額が、普通株式に係る株主資本の額に該当します。例えば、残余財産の分配について普通株式に優先する株式（優先株式）を発行している場合、上記合計額から社外流出予定額及び当該優先株式の残余財産分配請求権の額（ただし、残余財産分配請求権の額が払込金額より小さい場合には払込金額）の合計額を控除することで、普通株式に係る株主資本の額を計算することとなります。

<普通株式に係る新株予約権>

【関連条項】第5条第1項、第17条第1項、第28条第1項、第40条第1項第5条第3項、第17条第3項

第5条-Q2 普通株式に係る新株予約権の範囲を教えてください。(平成25年9月20日修正)

(A)

普通株式に係る新株予約権は、普通株式をその目的とする新株予約権に限られ、優先株

式等の第5条第3項若しくは第17条第3項又は第28条第3項若しくは第40条第3項の要件を満たさない株式をその目的とする新株予約権は普通株式に係る新株予約権に含まれません。また、国際統一基準行について、普通株式をその目的とする新株予約権であっても、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段の要件を満たすために発行された新株予約権や、銀行が株式以外の金銭その他の財産を対価として取得することが可能とされている新株予約権（やむを得ないと認められる一定の場合にのみ取得可能なものを除く。）については、普通株式に係る新株予約権に含まれません。

なお、予定された払込みがなされていない場合や、付与の実質的対価が給付されていない部分がある場合には、その資本算入は認められません。

<連結子法人等の発行する新株予約権の取扱い>

【関連条項】第5条第1項第3号及び第4号、第6条第1項第3号及び第5号、第7条第1項第3号及び第5号、第8条第1項各号、第28条第1項第3号及び第4号、第29条第1項

第5条-Q3 連結子法人等の発行する新株予約権は、どのように取り扱われますか。（平成25年9月20日修正）

(A)

連結子法人等の発行する新株予約権は、調整後少数株主持分（等）の額に取り込まれることを通じ、国際統一基準行については親法人等である銀行の普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目、その他 Tier1 資本に係る基礎項目又は Tier2 資本に係る基礎項目に、また、国内基準行についてはコア資本に係る基礎項目の額に、それぞれ算入されることとなります。このため、第5条第1項第3号、第6条第1項第3号及び第7条第1項第3号又は第28条第1項第3号に掲げる新株予約権は、親法人等である銀行の発行する新株予約権のみが該当することになります。

<発行者と密接な関係を有する者>

【関連条項】第5条第3項第12号、第6条第4項第3号、第7条第4項第3号、第17条第3項第12号、第18条第4項第3号、第19条第4項第3号、第28条第3項第12号、同条第4項第3号、第40条第3項第12号、同条第4項第3号

第5条-Q4 「発行者と密接な関係を有する者」に含まれる者を教えてください。

(A)

発行者の親法人等、子法人等及び関連法人等並びに当該親法人等の子法人等（発行者を除く。）及び関連法人等が含まれます。

<関連する繰延税金負債>

【関連条項】第5条第4項、第8条第13項、第28条第5項、第29条第10項第5条第4

~~項、第 8 条第 8 項~~

第 5 条-Q5 銀行の繰延税金資産の額を、所在地国の異なる子法人等の繰延税金負債の額と相殺することはできますか。

(A)

できません。

<関連する繰延税金負債>

【関連条項】第 5 条第 4 項、第 8 条第 13 項、第 28 条第 5 項、第 29 条第 10 項

第 5 条-Q6 第 1 四半期又は第 3 四半期において一部の子法人等の繰延税金資産又は繰延税金負債の額の発生要因別内訳が明らかではない場合、どのように発生要因別内訳を算出すれば良いでしょうか。

(A)

第 1 四半期又は第 3 四半期において一部の重要性のない連結子法人等の繰延税金資産又は繰延税金負債の額の発生要因別内訳を算出することが困難な場合にあっては、他の合理的な方法によって当該連結子法人等の繰延税金資産又は繰延税金負債の額を発生要因毎に見積もることが可能です。

<無形固定資産>

【関連条項】第 5 条第 2 項、第 8 条第 9 項及び第 10 項、第 17 条第 2 項、第 20 条第 6 項及び第 7 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 6 項及び第 7 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 5 項及び第 6 項

第 5 条-Q7 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツを除く。）の額の算出に際して実効税率相当分を勘案しても良いでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツを除く。以下同じ。）の額の算出に際して、税効果会計の適用対象ではないため繰延税金負債が認識されていない無形固定資産についても、繰延税金資産の回収可能性の判断にかかわらず、その全額を費用認識した場合に生じる税効果相当額を実効税率等により合理的に見積もった上で、この額と当該無形固定資産の額を相殺しても構いません。ただし、この場合、第 8 条第 9 項第 3 号及び同条第 10 項第 3 号又は第 20 条第 6 項第 3 号及び第 7 項第 3 号（国内基準行の場合には、第 29 条第 6 項第 3 号及び第 7 項第 3 号又は第 41 条第 5 項第 3 号及び第 6 項第 3 号）に掲げる繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額に当該税効果相当額を加算することが求められます。

なお、のれんについては、このような税効果相当額を勘案することはできません。

<期待損失額の合計額から適格引当金の合計額を控除した額の計算>

【関連条項】第5条第2項第1号ニ、第17条第2項第1号ニ、第28条第2項第1号ハ、第40条第2項第1号ハ

第5条-Q8 少数出資に係る10パーセント基準額、特定項目に係る10パーセント基準額及び特定項目に係る15パーセント基準額は、普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（国内基準行については、コア資本に係る基礎項目の額）から普通株式等Tier1資本に係る調整項目（国内基準行については、コア資本に係る調整項目）のうち告示に定めるものの額を控除することで計算されること、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、これらの基準額を超えることから普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額（国内基準行については、コア資本に係る調整項目の額）とされたものの額については、リスク・アセットの額の算出の対象とならないこととなります。これを前提として、第5条第2項第1号ニ若しくは又は第17条第2項第1号ニ又は第28条第2項第1号ハ若しくは第40条第2項第1号ハに掲げる事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額から適格引当金の合計額を控除した額についての具体的な計算手順を教えてください。（平成25年9月20日修正）

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法に従って計算することが可能です。

まず、他の金融機関等の対象資本調達手段の額のうち最終的に調整項目の額に含まれることとなる部分についてもリスク・アセットの額に含まれるものと仮定して、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額（以下「当初期待損失額」という。）から適格引当金の合計額を控除した額をいったん計算します。その後、この計算結果に基づく基準額を前提に、告示に従い他の金融機関等の対象資本調達手段の額のうち調整項目の額に含まれる部分の額を計算します。その上で、この調整項目の額に含まれる部分に係る他の金融機関等の対象資本調達手段の額に相当するエクスポージャーの期待損失額（当初期待損失額×他の金融機関等の対象資本調達手段の額のうち調整項目の額に含まれる部分÷他の金融機関等の対象資本調達手段の合計額）を、当初期待損失額から事後的に控除し、その控除後の額から適格引当金の合計額を控除した額を、最終的に、第5条第2項第1号ニ若しくは又は第17条第2項第1号ニ又は第28条第2項第1号ハ若しくは第40条第2項第1号ハに掲げる額とします。なお、最終的に確定した第5条第2項第1号ニ若しくは又は第17条第2項第1号ニ又は第28条第2項第1号ハ若しくは第40条第2項第1号ハに掲げる額に基づく基準額による調整項目の再計算は必要ありません。

<関連する繰延税金負債の額との相殺についての算出事例（国際統一基準）>

【関連条項】 第5条第4項、第8条第13項

第5条-Q9 国際統一基準が適用される場合における、無形固定資産の額又は前払年金費用の額とこれらに係る繰延税金負債の額との相殺方法及び繰延税金資産の額と繰延税金負債の額の相殺方法についての具体的な算出事例を教えてください。 (平成25年9月20日修正)

(A)

以下に算出事例をお示しします。

《前提》

- ・親会社と海外子法人でグループを構成。
- ・本邦の実効税率は40%であり、海外所在地国の実効税率は20%。

親会社の連結 B/S

貸出金	215	預金	160
退職給付に係る資産前払年金費用	5	繰延税金負債	5
無形固定資産	40	再評価に係る繰延税金負債	5
繰延税金資産	10	資本金(※)	100

※ 発行済株式は普通株のみ

親会社の単体 B/S (実効税率 40%)

貸出金	200	預金	150
前払年金費用	5	再評価に係る繰延税金負債	5
無形固定資産	30		
繰延税金資産(※)	10		
子会社株式	10	資本金	100

※ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金 5 e

***** **

繰延税金資産小計 25 f

評価性引当額 ▲5

繰延税金資産合計 20 g

繰延税金負債

***** **

繰延税金負債合計 ▲10 h

繰延税金資産の純額 10

海外子法人の単体 B/S (実効税率 20%)

貸出金	15		預金	10
無形固定資産	10	A	繰延税金負債	5
			資本金	10

※ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

**

繰延税金資産合計 5 B

繰延税金負債

**

繰延税金負債合計 ▲10 C

繰延税金資産の純額 ▲5

① 前払年金費用の額に係る調整項目の額の計算

	親会社	子法人	合計
前払年金費用の額	^a 5	—	
▲関連する繰延税金負債の額 (=前払年金費用の額×実効税率)	2 i (=5×40%)	—	
調整項目の額	3	—	3

② 無形固定資産の額に係る調整項目の額の計算

	親会社	子法人	合計
無形固定資産の額	^b 30	^A 10	
▲実効税率相当額	12 j (=30×40%)	2 D (=10×20%)	
調整項目の額	18	8	26

③ 繰延税金資産（一時差異以外）の額に係る調整項目の額の計算

	親会社	子法人	合計
繰延税金資産相当額	32 (= ^s 20+ ^j 12)	7 (= ^B 5+ ^D 2)	
▲関連する繰延税金負債の額	13 (= ^h 10- ⁱ 2+ ^c 5)	^c 10	

相殺後の繰延税金資産相当額	19 k	—	
相殺後の繰延税金資産（一時差異以外）	2.6 l (=19× °5/(°25+°12))	—	2.6

④ 繰延税金資産（一時差異）の額に係る調整項目の額の計算

	親会社	子法人	合計
相殺後の繰延税金資産（一時差異）の額	16.4 (=°19-°2.6)	—	16.4
▲特定項目に係る十パーセント基準額			6.8 (=(100-①3-②26- ③2.6)×10%)
繰延税金資産（一時差異）に係る調整項目の額			9.6

⑤ 調整項目の額の合計

$$3(①) + 26(②) + 2.6(③) + 9.6(④) = 41.2$$

※ なお、以上の計算においては、評価性引当の内訳が明らかな場合には、その内訳に応じて評価性引当を繰延税金資産の額から減額することも可能です。

<退職給付に係る資産>

【関連条項】 第5条第2項第1号ト

第5条-Q10 平成26年3月期より適用される退職給付会計基準の改正を受けて連結財務諸表規則等の規定等の改正が行われましたが、これにより、国際統一基準の自己資本比率の計算はどのように変更されるのでしょうか。(平成25年9月20日追加)

(A)

平成26年3月期より適用される退職給付会計基準等の改正を受けて連結財務諸表規則等の規定等の改正が行われ、確定給付制度の退職給付制度を採用している場合に退職給付債務と年金資産の差額を、連結貸借対照表上、退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産の科目で固定負債又は固定資産に表示することとされました。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用等については、連結貸借対照表上、退職給付に係る調整累計額の科目でその他の包括利益累計額の項目に表示することとされました。

これを踏まえ、平成26年3月期以降の連結自己資本比率（国際統一基準）の計算におい

では、退職給付に係る資産の額を普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入することとなり、また、退職給付に係る調整累計額についてはその他の包括利益累計額として普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されることとなります。

なお、単体自己資本比率（国際統一基準）の計算については従前からの変更はありません。

<その他 Tier1 資本調達手段に係る清算時又は倒産手続における劣後の内容>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 2 号、第 18 条第 4 項第 2 号

第 6 条-Q1 「他の債務」には、その他 Tier1 資本調達手段に該当する債務は含まれますか。

(A)

Tier2 資本調達手段に該当する債務は含まれますが、その他 Tier1 資本調達手段に該当する債務は含まれません。

<発行後 5 年を経過する日前の償還事由>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 5 号、第 7 条第 4 項第 5 号、第 18 条第 4 項第 5 号、第 19 条第 4 項第 5 号、第 28 条第 4 項第 5 号、第 40 条第 4 項第 5 号

第 6 条-Q2 「発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還（等）を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

(A)

税務上の事由や規制上の事由（規制の変更等により、当該資本調達手段が規制資本としての適格性を失うおそれがある場合又は適格性を失った場合等）のほか、上場会社である発行者が上場廃止となること等の事由により、償還（等）することがやむを得ないと認められる場合を指します。なお、こうした場合であっても、償還（等）を行うためには各条各項第 5 号に定める償還（等）に関する要件を全て満たす必要があります。

<SPC 発行証券に係る劣後保証又はサポート契約等の取扱い>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 3 号、第 7 条第 4 項第 3 号、第 18 条第 4 項第 3 号、第 19 条第 4 項第 3 号

第 6 条-Q3 要件の一つとして「他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと」とありますが、特別目的会社（SPC）等を通じて発行する優先出資証券や劣後債の配当若しくは利払い又は元本の弁済等について、一定の場合にその親法人等である銀行が保証する行為（劣後保証）や金銭拠出を行う行為（サポート契約）はこれに抵触しますか。

(A)

SPCが発行する優先出資証券や劣後債の配当若しくは利払い又は元本の弁済等につき、その親法人等が発行する同順位の資本調達手段の配当若しくは利払い又は元本の弁済等に優先して行われることを保証等するものでない場合には、こうした劣後保証やサポート契約を付すことは上記要件に抵触するものではないと考えられます。ただし、当該要件に抵触するか否かの判断は個別の契約内容に拠ることから、個別の案件毎に実態に即した判断を行う必要があります。

<剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の完全な裁量>

【関連条項】第6条第4項第7号、第18条第4項第7号、第28条第4項第7号、第40条第4項第7号

第6条-Q4 その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式について、「剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること」とありますが、具体的にどのような場合がこの要件に抵触することとなりますか。
(平成25年9月20日修正)

(A)

具体的には、例えば以下のような事例が抵触することとなります。

- ① 他の資本調達手段に対して剰余金の配当又は利息の支払を行った場合に当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に係る配当が義務づけられる等、一定の場合に当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式の剰余金の配当又は利息の支払を義務づける特約が定められている場合（ただし、第6条-Q6を参照のこと。）
- ② 当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、停止された配当金又は利息の代わりに金銭以外の財産（当該銀行の普通株式その他の資本調達手段を含む。）を交付することを義務づける特約が定められている場合
- ③ 当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、停止された配当金又は利息の全部又は一部を実質的に補填するための金銭を銀行が任意に支払うことを可能とする特約が定められている場合
- ④ 当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、剰余金の配当又は利息の支払につき銀行が完全な裁量を有しない他の資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払の停止を義務づける特約が定められている場合
- ⑤ 当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、銀行の通常の業務又は事業の買収若しくは処分を含む事業再編活動を制約する特約が定められている場合

- ⑥ 当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に当該銀行の株式への転換請求権が付されている場合において、当該転換請求権の行使につき当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払が全部又は一部停止されたことを条件とする特約が定められている場合

<剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における普通株式に係る剰余金の配当に関する制約>

【関連条項】第6条第4項第7号、第18条第4項第7号、第28条第4項第7号、第40条第4項第7号

第6条-Q5 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関する制約であっても、その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に係る発行要項又は契約内容に定めることが認められないものはありますか。(平成25年9月20日修正)

(A)

同等以上の質の資本調達手段(普通株式又はその他 Tier1 資本調達手段若しくは強制転換条項付優先株式)に係る剰余金の配当に関する制約であっても、例えば、当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払が停止される期間を超えて普通株式又は他のその他 Tier1 資本調達手段若しくは強制転換条項付優先株式に係る剰余金の配当が禁止される場合など、当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払につき銀行の裁量に実質的な制約が課されていると認められる場合には、第6条第4項第7号イ又は若しくは第18条第4項第7号イ又は第28条第4項第7号イ若しくは第40条第4項第7号イの要件を満たさないものと考えられます。

<優先株式に関する剰余金の配当の停止に係る発行者の完全な裁量>

【関連条項】第6条第4項第7号、第18条第4項第7号、第28条第4項第7号、第40条第4項第7号

第6条-Q6 一般的に優先株式は普通株式に優先して剰余金の配当が行われる内容となっていますが、そのような内容の優先株式は、「剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができる」との要件に抵触しないでしょうか。

(A)

例えば、普通株式と優先株式に係る剰余金の配当の決定が同日又は近接した日に行われる場合等、配当政策において普通株式及び優先株式の配当が一体的に決定されており、普通株式に係る剰余金の配当の実施が優先株式に係る剰余金の配当の実施を実質的に強制しているとは認められない場合については、本要件に抵触しないものと考えられます。

<発行者の信用状態を基礎として算定しない利息の支払額>

【関連条項】第6条第4項第9号、第7条第4項第7号、第18条第4項第9号、第19条第4項第7号、第28条第4項第9号、第40条第4項第9号

第6条-Q7 「剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと」とありますが、LIBORやTIBORを参照することは可能ですか。

(A)

可能です。

<ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約>

【関連条項】第6条第4項第4号、第7条第4項第4号、第18条第4項第4号、第19条第4項第4号、第28条第4項第4号、第40条第4項第4号

第6条-Q8 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約に該当する具体的な事例を教えてください。

(A)

具体的には、例えば以下のような事例が該当します。

- ① 当該資本調達手段を償還しなかった場合に、当該資本調達手段のクレジット・スプレッドが上昇する内容となっている場合
- ② 金利の算定方法が発行後一定期間経過後に変更される場合において、「変更後の参照レートに対するクレジット・スプレッド」が、「当初の支払金利レートとスワップ・レートの差額」を上回る場合
- ③ 当該資本調達手段を償還しなかった場合に当該銀行がその支払利息に関して当該資本調達手段の保有者に課される源泉徴収税を肩代わりする義務を負う等、当該銀行の支払利息を実質的に増加させる内容となっている場合
- ④ 当該資本調達手段を償還しなかったことを条件として、当該資本調達手段が株式に転換され又は当該資本調達手段の保有者が当該銀行の株式への転換請求権を行使することができる内容となっている場合

<元本削減等がなければ発行者が存続できないと認められる場合>

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第4項第10号、第18条第4項第15号、第19条第4項第10号

第6条-Q9 元本の削減又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるとき（実質破綻認定時）とは、銀行又は銀行持株会社に関して具体的にどのような場合を指すのでしょうか。（平成24年12月12日追加）

(A)

バーゼル合意において、その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段について実質破綻認定時に元本削減又は普通株式への転換がなされること（実質破綻時損失吸収条項）が求められる趣旨は、破綻に瀕した金融機関を救済するために公的資金が注入される場合に、本来損失を負担すべきである当該金融機関のこれらの資本調達手段が当該公的資金によって保護されることを防ぐという点にあると考えられます。したがって、本邦において実質破綻認定時がどのような場合を指すのかについては、かかるバーゼル合意の趣旨を踏まえ、その時々において有効な法令の下での破綻に瀕した金融機関に係る金融危機への対応の枠組みに照らして判断されることとなります。

この点、本邦の現行法令を前提とすると、預金保険法においては、このような破綻に瀕した金融機関に係る金融危機への対応の枠組みとして、同法に規定する金融機関のうち破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関に対するペイオフコストを超える資金援助（同法第 102 条第 1 項第 2 号）及び特別危機管理（同項第 3 号）が整備されていることから、現行法令において整備されているこれらの措置と実質破綻認定とを関連付けて整理することが適当と考えられます。

そこで、銀行については、これらの措置の法律上の要件を踏まえ、実質破綻認定時を、(i) 預保法 102 条第 1 項に定める危機対応措置を実施しなければ我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあり、かつ、(ii) 業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあり若しくは預金等（貯金等）の払戻しを停止し又はその財産をもって債務を完済することができないとの事実が我が国当局によって認められた場合を指すこととします。

他方で、銀行持株会社については、現行法令においてはこうした金融危機への対応の枠組みは存在しないことから、仮に銀行持株会社が破綻に瀕した場合には、金融危機への対応の枠組みによらずにその処理が行われ、当該処理の過程でその資本調達手段についても損失負担が確定することが想定されます。そのため、現行法令の下においては、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段について、元本の削減等又は損失を事前に完全に負担するための特別の法制は整備されておらず実質破綻時損失吸収条項を規定する必要はあるものの、実質破綻認定がなされなくとも当該条項が求められた趣旨は達成されるものと考えられます。

なお、以上の整理はあくまで現行法令における金融危機への対応の枠組みを前提としたものですので、将来において資本不適格となることのないように、上記(i)及び(ii)の要件に類すると認められる事由について実質破綻認定の内容に含めることも考えられます。

<優先株式等に係る実質破綻認定時の元本削減等に係る特約の取扱い>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 15 号、第 7 条第 4 項第 10 号、第 18 条第 4 項第 15 号、第 19 条第 4 項第 10 号

第 6 条-Q10 銀行又は銀行持株会社の発行する優先株式について、実質破綻認定時に元本

削減等が行われる旨の特約をその要項に規定する必要がありますか。(平成 24 年 12 月 12 日追加)

(A)

現行法令を前提とすると、銀行又は銀行持株会社の発行する優先株式であっても、実質破綻認定時に元本削減等が行われる旨の特約をその要項に規定する必要があります。

<実質破綻認定時における元本削減又は普通株式転換特約の取扱い>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 15 号、第 7 条第 4 項第 10 号、第 18 条第 4 項第 15 号、第 19 条第 4 項第 10 号

第 6 条-Q11 実質破綻認定時における元本の削減又は普通株式への転換に係る特約のいずれかを契約上任意に選択することが認められない場合はありますか。(平成 24 年 12 月 12 日追加)

(A)

銀行の発行する資本調達手段の実質破綻時損失吸収条項に関して普通株式への転換を選択するためには、銀行に第 3 号措置の認定がされる場合には、かかる普通株式への転換が、当該認定に基づき預金保険機構による全株式の取得がなされるまでに全て完了することが必要です。その全てにつき普通株式への転換を完了することができない場合には、元本の削減を選択する必要があります。

<SPC スキーム>

【関連条項】銀行持株会社告示第 6 条第 3 項及び第 4 項第 14 号、第 7 条第 3 項及び第 4 項第 9 号

第 6 条-Q12 特別目的会社 (SPC) 等を通じて資本調達手段を発行する場合、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等が即時かつ無制限に利用可能であること等の要件がありますが、銀行持株会社の連結子法人等である SPC が発行した資本調達手段により調達した資金を、当該銀行持株会社に回金することなく、その子銀行の SPC を通じ又は当該子銀行に直接回金することで当該子銀行自身が最終的に利用するスキーム (いわゆるダブル SPC スキーム等) は、これらの要件に抵触しますか。(平成 25 年 9 月 20 日追加)

(A)

本ケースにおける子銀行は銀行持株会社連結グループの一部を形成していますが、銀行持株会社はその連結グループ外から調達した資金は、最終的にその連結子法人等である子銀行によって利用されることが一般的と考えられることから、このような場合には、銀行持株会社に直接資金を回金しなくとも、銀行持株会社が制限無くその SPC を通じて連結子法人等である子銀行に対する出資等を行うことができる等、銀行持株会社が SPC を通じて発行代り金を即時かつ無制限に継続的に利用することが可能な内容となっているのであ

れば、当該要件には抵触しないと考えられます。したがって、例えば銀行持株会社が SPC を通じて Tier2 資本調達手段を発行する場合、銀行持株会社の倒産手続においては、その発行代わり金も含めて、銀行持株会社の一般債権者を含む上位債権者に対して必要な弁済が全てなされた後に、銀行持株会社における実質的同順位の債権者及び株主との間で等しく弁済を受ける内容となっていることが必要です。この場合、当該 SPC が子銀行に対して発行する資本調達手段について、第 6 条第 3 項第 3 号又は第 7 条第 3 項第 3 号に定める要件の充足性を検討する必要があると考えられますが、当該 SPC は同時に複数の連結子法人等である子銀行の資本調達手段を保有することはできないことに留意が必要です。なお、当該要件に抵触しないか否かの判断は個別の案件内容に拠ることから、個別の案件ごとに実態に即した判断を行う必要があります。

<調整後少数株主持分（等）の額を計算する際の連結子法人等のリスク・アセット額の算出方法①>

【関連条項】第 8 条第 1 項各号、第 29 条第 1 項

第 8 条-Q1 調整後少数株主持分（等）の額を計算する際、連結子法人等の連結リスク・アセットの額と、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち連結子法人等に関連するものの額のいずれか少ない額を用いる必要がありますが、連結子法人等の連結リスク・アセットの額を計算することが困難な場合に、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち連結子法人等に関連するものの額を用いることは可能ですか。

(A)

調整後少数株主持分（等）の額を計算する場合、原則として、連結子法人等の連結リスク・アセットの額と、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち当該連結子法人等に関連するものの額のいずれか少ない額を用いる必要があります。ただし、第 1 条第 1 項第 7 号に定める「金融機関」以外の連結子法人等については、その連結リスク・アセットの額を計算することが困難な場合であって、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち当該連結子法人等に関連するものの額が当該連結子法人等の連結リスク・アセットの額よりも小さい蓋然性が高いと見込まれるときは、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち当該連結子法人等に関連するものの額を用いて構いません。

<調整後少数株主持分（等）の額を計算する際の連結子法人等のリスク・アセット額の算出方法②>

【関連条項】第 8 条第 1 項各号、第 29 条第 1 項

第 8 条-Q2 調整後少数株主持分（等）の額の計算において、連結子法人等の連結リスク・アセットの額及び親法人等である銀行の連結リスク・アセットの額のうち当該連結子法人等に関連するものの額を計算する場合、当該連結子法人等の調整項目の額について、例えば、リスク・ウェイト 1,250% を乗じた上で連結リスク・アセットの一部として計

上することは可能ですか。

(A)

連結リスク・アセット額の計算において、連結子法人等の調整項目の額を勘案することはできません。

<リスク・アセットの額のうち特定連結子法人等に関する部分の額の計算>

【関連条項】第8条第1項第1号、第29条第1項

第8条-Q3 少数出資に係る10パーセント基準額、特定項目に係る10パーセント基準額及び特定項目に係る15パーセント基準額は、普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額から普通株式等Tier1資本に係る調整項目のうち告示に定めるものの額を控除することで計算されること、普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額には、普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額が定義上含まれていません（第5条第1項第4号）。しかし、この調整後少数株主持分の額（第8条第1項第1号）を計算するためには、リスク・アセットの額のうち特定連結子法人等に関する部分の額（第8条第1項第1号ロ）を用いることとなりますが、この額には、特定連結子法人等が保有する対象資本調達手段の額のうち、調整後少数株主持分の額を含む普通株式等Tier1資本の額に基づく基準額以内に収まったもののリスク・アセットの額が含まれることから、結果として、調整後少数株主持分の額を計算するのに、調整後少数株主持分の額が必要となるという循環構造になっています。これを前提として、普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額はどのように計算すればよいか、具体的な計算手順を教えてください。

※ 国内基準行については、「普通株式等Tier1資本」を「コア資本」と読み替え、かつ、関連条文を国内基準行に適用ある条文に読み替えます。

（平成25年9月20日修正）

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法に従って計算することが可能です。

特定連結子法人等が保有する対象資本調達手段について、その全部（基準額を超えるため調整項目の額となる部分も含むという意味）がリスク・アセットの額の算出の対象となるものと仮定して計算したリスク・アセットの額を第8条第1項第1号ロの分母の額に含めて、これを基に、第8条第1項第1号の規定に基づき、調整後少数株主持分の額をいったん計算します。その後、この調整後少数株主持分の額を含む普通株式等Tier1資本の額に基づく基準額を前提に、告示に従い調整項目の額を計算するとともに、その基準額以下に収まった対象資本調達手段の額を、最終的にリスク・アセットの額の算出の対象とします（第76条の3及び第178条の3）。そして、そのリスク・アセットの額の算出の対象としたもののうち特定連結子法人等が保有する部分のみが第8条第1項第1号ロの分母の額に

含まれるものとして、再度、第8条第1項第1号の規定に基づき、調整後少数株主持分の額を計算し、この額を、最終的に調整後少数株主持分の額とします。なお、この調整後少数株主持分の額を含む普通株式等 Tier1 資本の額に基づく基準額による調整項目の再計算は必要ありません。

以上の考え方は国内基準についても同様に妥当するものであり、「普通株式等 Tier1 資本」を「コア資本」と読み替え、また、関連条文を国内基準における条文と読み替えた上で、本 Q&A を準用することとなります。

<調整後少数株主持分等の算出方法 (国際統一基準) >

【関連条項】第8条第1項～第3項

第8条-Q4 国際統一基準が適用される場合における、調整後少数株主持分（等）の額の具体的な算出方法を教えてください。（平成25年9月20日修正）

(A)

銀行の連結子法人等である x 社に係る調整後少数株主持分（等）の額は、以下の計算方法に従い算出します。また、連結子法人等が複数ある場合には、それぞれについて調整後少数株主持分（等）の額を算出した上で、それらを合計することになります。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額

①算式への当てはめ $RWA^x \times 7\% \times CET1_{mi}^x \div CET1^x$

②上限 $CET1_{mi}^x$

③比較 ①と②のうち小さい額

④算出額 ③の額

※ただし、x 社が特定連結子法人等に該当しない場合には、④の額はゼロとなる。

(2) その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額

①算式への当てはめ $RWA^x \times 8.5\% \times T1_{mi}^x \div T1^x$

②上限 $T1_{mi}^x$

③比較 ①と②のうち小さい額

④算出額 ③の額から上記(1)④の額を控除した額

(3) Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額

①算式への当てはめ $RWA^x \times 10.5\% \times TC_{mi}^x \div TC^x$

②上限 TC_{mi}^x

③比較 ①と②のうち小さい額

④算出額 ③の額から上記(1)④の額及び上記(2)④の額の合計額を控除した額

なお、各記号の定義は以下のとおりです。

CET1^x ; x 社の単体普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額

CET1_{mi}^x ; x 社の少数株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額

T1^x ; x 社の単体 Tier1 資本に係る基礎項目の額

T1_{mi}^x ; x 社の少数株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額

TC^x ; x 社の単体総自己資本に係る基礎項目の額

TC_{mi}^x ; x 社の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額

RWA^x ; 第 8 条第 1 項各号において使用する x 社の連結リスク・アセットの額。すなわち、以下のイ及びロのうちいずれか少ない額

イ ; x 社を連結自己資本比率を算出する銀行とみなして算出した x 社及びその連結子法人等の連結リスク・アセットの額

ロ ; x 社の親法人等である連結自己資本比率を算出する銀行の連結リスク・アセットの額に含まれる x 社及びその連結子法人等に関連するものの額

《具体的な計算例》

P 社 ; 連結自己資本比率を算出する銀行

S1 社 ; P 社の子法人等 (特定連結子法人等に該当する者)

S2 社 ; P 社の子法人等 (特定連結子法人等に該当しない者)

R1 社 ; S1 社の子法人等 (特定連結子法人等に該当する者)

R2 社 ; S1 社の子法人等 (特定連結子法人等に該当しない者)

※1 上記 S1 社・S2 社・R1 社・R2 社は、いずれも P 社の連結子法人等に該当する

※2 この計算例では、小数点第 2 位を四捨五入している。

(各数値)

	CET1 ^x	CET1 _{mi} ^x	T1 ^x	T1 _{mi} ^x	TC ^x	TC _{mi} ^x	RWA ^x
S1 社	100	30	150	40	230	100	1000
S2 社	70	30	100	40	155	80	800
R1 社	25	5	41	11	64	26	400
R2 社	13	3	25	7	40	17	300

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額

	①算式	②上限	③比較	④算出額
S1 社	21.0	30.0	21.0	21.0
S2 社	—	—	—	0
R1 社	5.6	5.0	5.0	5.0
R2 社	—	—	—	0

合計	—	—	—	<u>26</u>
----	---	---	---	-----------

(2) その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額

	①算式	②上限	③比較	④算出額
S1 社	22.7	40.0	22.7	1.7
S2 社	27.2	40.0	27.2	27.2
R1 社	9.1	11.0	9.1	4.1
R2 社	7.1	7.0	7.0	7.0
合計	—	—	—	<u>40.0</u>

(3) Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額

	①算式	②上限	③比較	④算出額
S1 社	45.7	100.0	45.7	23.0
S2 社	43.4	80.0	43.4	16.2
R1 社	17.1	26.0	17.1	8.0
R2 社	13.4	17.0	13.4	6.4
合計	—	—	—	<u>53.6</u>

<自己保有資本調達手段及びその他金融機関等に係る資本調達手段の間接保有>

【関連条項】第 8 条第 4 項及び第 6 項～第 8 項、第 20 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項、第 29 条第 2 項及び第 4 項～第 6 項、第 41 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項

第 8 条-Q5 自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）及び他の金融機関等に係る資本調達手段について、「他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合」（いわゆる間接保有）とは、具体的にどのような場合ですか。また、これらの場合における資本調達手段の保有額は、どのように計算されますか。
（平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

自己保有資本調達手段又は他の金融機関等に係る資本調達手段の取得及び保有を行う連結範囲外の法人等（例：ファンド又は SPC）に対する投資を行い、これにより当該資本調達手段の価値変動や信用リスク等を実質的に負担することとなる場合や、これらの資本調達手段の価値に直接連動する派生商品取引（例：株式オプション）を行っている場合をいいます。

例えば、具体的には以下のような事例が該当しますが、必ずしもこれらの事例に限られるわけではありません。

- ① 他の金融機関等に係る資本調達手段を保有するファンドに対して出資している場合（日経平均株価や東証株価指数に連動する株式投資信託やETFを含む。）
- ② 連結範囲外の法人等に対する貸付けを通じて当該法人等に他の金融機関等に係る資本調達手段を保有させていると認められる場合
- ③ 他の金融機関等に係る資本調達手段について、第三者とトータル・リターン・スワップ契約を結んでいる場合
- ④ 第三者による他の金融機関等への出資について保証や CDS のプロテクションを提供している場合
- ⑤ 他の金融機関等に係る資本調達手段についてコール・オプションを購入している又はプット・オプションを売却している場合
- ⑥ 他の金融機関等に係る資本調達手段を将来取得する契約を結んでいる場合
- ⑦ 他の金融機関等に係る資本調達手段を裏付資産とする特定社債や証券化商品に対して投資している場合

これらの場合における他の金融機関等に係る資本調達手段の保有額は、これらの資本調達手段が全額毀損したと仮定した場合に銀行に生じる損失額等を基に算出することとなります。例えば、ファンド等を通じた間接保有であれば、原則としてルックスルーを行った上で、他の金融機関等に係る資本調達手段への投資割合を勘案して算出することとなります。一方で、派生商品取引であれば、当該取引を通じて実質的に保有していると認められる額を見積もることが必要となります。例えば、個別株オプションであればデルタポジション、スワップであれば想定元本を保有額と見なすこと等が考えられますが、当該取引の特性を踏まえて適切に見積もることが求められます。

なお、自己保有資本調達手段には、会計上、貸借対照表の株主資本の部の控除項目とされる自己株式は含まれません。

<間接保有のルックスルーの方法>

【関連条項】第 8 条第 4 項及び第 6 項～第 8 項、第 20 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項、第 29 条第 2 項及び第 4 項～第 6 項、第 41 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項

第 8 条-Q6 ファンド等を通じた間接保有について、ルックスルーを行うことが困難である場合、保有額をどのように計算すれば良いでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

ファンド等を通じた間接保有については、原則としてルックスルーを行った上で自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）又は他の金融機関等に係る資本調達手段への投資割合を勘案して保有額を算出する必要があります。

また、ファンド等を通じた間接保有につきルックスルーすることができず、そのため保

有額を正確に把握できない場合であっても、当該ファンド等の資産の運用に関する基準が明らかな場合には、当該基準に基づき他の金融機関等に係る資本調達手段に対する出資金額を推計することが可能です。

一方、ルックスルーにより保有額を正確に把握できず、かつ、当該ファンド等の資産の運用に関する基準も明らかでない場合には、当該ファンドが他の金融機関等に係る資本調達手段に最大でどの程度投資し得るかにつき合理性をもって保守的に見積もった金額を、他の金融機関等に係る資本調達手段の保有額とすることとなります。

なお、自己保有資本調達手段に係る間接保有について、他の金融機関等に係る資本調達手段と区別して把握することが困難である場合には、これらを併せて他の金融機関等に係る資本調達手段の間接保有と見なして取扱うことも許容されます。

<自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本調達手段に係るショート・ポジションとの相殺①>

【関連条項】第8条第5項及び第11項、第20条第2項及び第8項、第29条第3項及び第8項、第41条第2項及び第7項

第8条-Q7 自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）及び他の金融機関等に係る資本調達手段について、一定のショート・ポジションを保有する場合に相殺可能とありますが、具体的にどのような場合に相殺が可能ですか。（平成24年8月7日追加、平成25年9月20日修正）

(A)

具体的には、以下のいずれかに該当する場合に相殺が可能です。

- ① ロング・ポジション（インデックスに含まれる場合など、間接保有による場合も含まれます。）と同一の資本調達手段のショート・ポジション（自己保有資本調達手段のロング・ポジションを有する場合には、カウンター・パーティーリスクを有しないものに限ります。③において同じ。）を有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合
- ② インデックスに含まれるロング・ポジションについては、上記①に該当する場合に加えて、同一のインデックスのショート・ポジションを有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合
- ③ 上記①及び②にかかわらず、ロング・ポジションと同一の資本調達手段を原資産に含むインデックスのショート・ポジションを有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合であって、以下の要件の全てを満たす場合
(イ) ヘッジ対象となるロング・ポジション及びヘッジ手段であるインデックスがいずれ

- れもトレーディング勘定で保有されていること
- (ロ) いずれのポジションも貸借対照表において公正価値で評価されていること
- (ハ) 監督当局の評価対象となる銀行の内部管理プロセスの下、ヘッジが有効であると認められること

<自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本調達手段に係るショート・ポジションとの相殺②>

【関連条項】第 8 条第 5 項及び第 11 項、第 20 条第 2 項及び第 8 項、第 29 条第 3 項及び第 8 項、第 41 条第 2 項及び第 7 項

第 8 条-Q8 自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）及び他の金融機関等に係る資本調達手段について、ショート・ポジションのマチュリティがロング・ポジションのマチュリティと同一であるか否かは、どのように判断されますか。（平成 24 年 8 月 7 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

ショート・ポジションとロング・ポジションのマチュリティが同一でない場合であっても、トレーディング勘定において保有しているポジションについては、例えば、他の金融機関等に係る資本調達手段（株式等）のロング・ポジションを保有している銀行が、同時に当該株式のプットオプションを有している場合や当該株式の先物売り若しくはコールオプションのショート・ポジションを有している場合等、ヘッジ取引の一環として、特定の時点において当該銀行が当該ロング・ポジションを売却する契約上の権利を有しており、その権利行使により取引相手方（カウンターパーティ）が当該ポジションを購入する契約上の義務を負う場合又は特定の時点において当該銀行が当該ロング・ポジションを売却する契約上の義務を有している場合等については、ロング・ポジションとショート・ポジションのマチュリティが同一であるとみなして構いません。

<他の金融機関等に係る資本調達手段の額のうちのれん相当差額の取扱い>

【関連条項】第 5 条第 2 項第 1 号、第 8 条第 6 項～第 12 項、第 17 条第 2 項第 1 号、第 20 条第 3 項～第 9 項、第 28 条第 2 項第 1 号、第 29 条第 4 項～第 9 項、第 40 条第 2 項第 1 号、第 41 条第 3 項～第 8 項

第 8 条-Q9 他の金融機関等に係る資本調達手段の額のうち、のれん相当差額として調整項目に含まれた部分については、調整項目の対象となる他の金融機関等に係る対象資本調達手段の額又は対象普通株式等の額には含めなくて良いでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

含めない取扱いとして構いません。

<調整項目の対象となる他の金融機関等の範囲>

【関連条項】第 8 条第 6 項～第 12 項、第 20 条第 3 項～第 9 項、第 29 条第 4 項～第 9 項、第 41 条第 3 項～第 8 項

第 8 条-Q10 調整項目の対象となる他の金融機関等である「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）」の具体的な範囲を教えてください。（平成 24 年 12 月 12 日修正、平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

原則として、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が該当します。また、外国法人についても、これらに準ずる者が該当することとなります。

ただし、「621.中央銀行」や「6616.預・貯金等保険機関」に該当する者の他、金融秩序・信用秩序の維持や金融・金融取引の円滑化等のための公益的な業務のみを専ら行う者については、対象に含まれません。

なお、これらに該当する事業を含む複数の事業を営む者であっても、その主たる事業が上記以外のものである場合には、当該者は調整項目の対象となる他の金融機関等に含まれません。

また、上記に形式的に該当する者であっても、これが実質的にファンドに類すると認められる場合については、ファンド等を通じた間接保有の場合と見なして取り扱うことも許容されます。

<他の金融機関等に係る資本調達手段の該当 Tier の判別基準>

【関連条項】第 8 条第 6 項～第 12 項、第 20 条第 3 項～第 9 項

第 8 条-Q11 他の金融機関等のうち銀行以外の者に係る資本調達手段について、調整項目の額の算出において、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに相当該当するかを具体的にどのように判断すれば良いでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

他の金融機関等が発行する資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において自己資本に該当するものに限ります。）が、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに相当該当するかについては、原則として、各 Tier の算入要件に照らし、どの Tier の要件に最も適合しているかを踏まえ、判断することとなります。

この点、平成 24 年改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）の適用日（平成 25 年 3 月

31 日) 前に国際統一基準行銀行が発行した資本調達手段や、他の金融機関等のうち国際統一基準行銀行以外の者が発行する資本調達手段(普通株式を除く。)は、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段に係る実質破綻認定時の元本削減等の要件(第 6 条第 4 項第 15 号、第 7 条第 4 項第 10 号等)や、その他 Tier1 資本調達手段のうち負債性資本調達手段に係るゴーイング・コンサーン水準での元本削減等の要件(第 6 条第 4 項第 11 号等)を通常満たさないと考えられますが、これらの資本調達手段については、上記要件以外の各 Tier に係る算入要件に照らし、どの Tier の要件に最も適合しているかを踏まえ、相当該当する Tier を判断することとなります。

なお、他の金融機関等のうち銀行以外の者が発行する資本調達手段についての上記判断に際しては、当該者に適用あるその健全性を判断するための基準等における取扱いを勘案する必要はなく、保有している資本調達手段の商品性(満期の有無や優先・劣後構造、利払いの裁量性等)に着目し、当該資本調達手段が普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに最も近い商品性を有しているかという観点から判断すれば足りると考えられます。

また、上記に従い判断した結果、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段のいずれにも近い商品性を有さず、どの Tier の要件にも適合しないと認められる資本調達手段については、みなし普通株式として、普通株式と同様に取り扱われることとなります。

<経過措置の対象となる資本調達手段への出資の取扱い>

【関連条項】第 8 条第 6 項～第 12 項、第 20 条第 3 項～第 9 項、第 29 条第 4 項～第 9 項、第 41 条第 3 項～第 8 項改正告示(平成 24 年金融庁告示第 28 号) 附則第 3 条

第 8 条-Q12 経過措置の適用により他の銀行等においてその一定額が資本算入される附則第 3 条の対象となる他の銀行等の資本調達手段を保有している場合、発行者である当該銀行等において自己資本に算入可能な金額の上限が減額されるのに応じて、調整項目の対象となる当該銀行等の資本調達手段の額を減額することは可能ですか。(平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

減額することはできません。

<少数出資金融機関等に該当するか否かの判断基準>

【関連条項】第 8 条第 7 項、第 20 条第 4 項、第 29 条第 5 項、第 41 条第 4 項

第 8 条-Q13 少数出資金融機関等とは、銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等と定義されていますが、その議決権保有割合の計算に際し、自己資本比率の算出基準日の議決権数を把握することが困難な場合には、直近の公表資料等を用いてこれに代替することは可能ですか。また、

株式会社形態でない金融機関等の議決権の保有割合はどのように算出するのでしょうか。

(A)

少数出資金融機関等に該当するか否かは、原則として自己資本比率の算出基準日における議決権の保有割合を以って判断する必要がありますが、当該算出基準日における保有割合の把握が困難である場合には、直近の他の金融機関等の公表資料等によって把握可能な数字を用いて判断しても構いません。

また、株式会社形態でない金融機関等についても、総社員又は総出資者の議決権のうち百分の十を超える議決権を保有しているか否かによって少数出資金融機関であるか否かを判断することとなります。したがって、例えば、株式会社形態でない金融機関等につき、その総会等における議決権のない資本調達手段のみを保有している場合には、当該金融機関等に係る資本調達手段は全て少数出資金融機関等向けの出資として取り扱われることとなります。

<総株主等の議決権に含まれる保有株式等の議決権の範囲>

【関連条項】第 8 条第 7 項～第 10 項、第 20 条第 3 項～第 6 項、第 29 条第 5 項～第 8 項、第 41 条第 3 項～第 7 項

第 8 条-Q14 少数出資金融機関等又はその他金融機関等の該当性の判断に際して、総株主等の議決権には、銀行が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権は含まれますか。(平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

委託者又は受益者が行使し、又はその行使について銀行に指図を行うことができる株式等に係る議決権は含まれませんが、信託財産である株式等に係る議決権で銀行が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができる株式等に係る議決権は含まれます。

<引受けによる例外の起算日>

【関連条項】第 8 条第 12 項第 2 号、第 20 条第 9 項第 2 号、第 29 条第 9 項第 2 号、第 41 条第 8 項第 2 号

第 8 条-Q15 引受けにより取得し、かつ、保有期間が 5 営業日以内の資本調達手段については、当該資本調達手段を少数出資金融機関等又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段等の算出対象額から除外することが可能とされていますが、かかる保有期間の起算日はどの時点になりますか。

(A)

払込日が起算日となります。

<強制転換条項付優先株式>

【関連条項】 第 28 条第 4 項、第 40 条第 4 項

第 28 条-Q1 強制転換条項付優先株式に、その株主が普通株式を対価として銀行が当該強制転換条項付優先株式を取得することを請求することを可能とする取得請求権を付すことは可能ですか。また、取得条項における普通株式へ転換される条件としての一定の時期の到来について、どの程度の期間を設定することが可能ですか。(平成 25 年 9 月 20 日追加)

(A)

強制転換条項付優先株式に、普通株式を対価とする取得請求権を付すことは可能です。なお、取得条項における取得の条件としての一定の時期の到来については、強制転換条項付優先株式がコア資本に係る基礎項目の額に含められる趣旨を踏まえ、当該強制転換条項付優先株式の他の発行条件等に照らして合理的と認められる期間（例えば 15 年）である必要があります。

<繰延税金資産の額の計算方法（国内基準）>

【関連条項】 第 28 条第 5 項、第 29 条第 10 項又は第 11 項、第 40 条第 5 項、第 41 条第 9 項又は第 10 項

第 28 条-Q2 国内基準が適用される場合において、無形固定資産の額又は退職給付に係る資産若しくは前払年金費用の額とこれらに係る繰延税金負債の額との相殺方法及び繰延税金資産の額と繰延税金負債の額の相殺方法について、具体的な算出事例を教えてください。(平成 25 年 9 月 20 日追加)

(A) 以下に計算例をお示しします。

なお、国内基準においては、本計算に用いられる繰延税金資産及び繰延税金負債については、その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金又は繰延ヘッジ損益に係るものが含まれないものとして算出しなければならないことに留意する必要があります。

※ ただし、経過措置により土地再評価差額金の一部をコア資本に係る基礎項目の額に算入する場合には、平成 25 年改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 5 条に従い、再評価に係る繰延税金資産又は繰延税金負債についてはこれを含めて算出する必要があります。

<前提>

- ・本邦の実効税率を 40%とする。
- ・貸借対照表に、前払年金費用 7.5 及び無形固定資産 15 がそれぞれ計上されている。
- ・繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳並びに評価性引当の内訳は以下のとおり。

繰延税金資産

評価性引当の内訳

貸倒引当金	35	貸倒引当金分	▲5
その他有価証券評価差額金	30	その他有価証券評価差額金分	▲5
繰越欠損金	40	繰越欠損金分	▲20
繰延税金資産小計	105		
評価性引当額	▲30		
繰延税金資産合計	75		
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	10		
固定資産圧縮積立金	15		
その他	15		
繰延税金負債合計	▲40		
繰延税金資産の純額	35		

<計算例>

1. 評価性引当の按分

評価性引当の額を、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）又はその他有価証券評価差額金、土地再評価差額金若しくは繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産のそれぞれの額に応じて按分します。

- ・ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に対する引当相当額： $30 \times 40 / 105 = 11.4$
- ・ 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に対する引当相当額： $30 \times 35 / 105 = 10$
- ・ その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金又は繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産に対する引当相当額： $30 - (11.4 + 10) = 8.6$

2. 規制上の加算・除外

その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金又は繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を、本計算の対象から除外します（下記表の(A)の部分）。

また、前払年金費用又は無形固定資産の額の計算において、実質的に税効果を勘案した場合には、繰延税金資産の額に、当該税効果分を加算する必要があります（下記表の(B)の部分）。

繰延税金資産		評価性引当の按分結果	
貸倒引当金(a)	35	貸倒引当金分(g)	▲10
その他有価証券評価差額金	30	その他有価証券評価差額金分	▲8.6 (A)
前払年金費用のうち、繰延税金資産相当(b)	3	繰越欠損金分(h)	▲11.4
無形固定資産のうち、繰延	6		

<u>税金資産相当(c)</u>	
繰越欠損金(d)	40
繰延税金資産小計	105
評価性引当額	▲30
繰延税金資産合計	75
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	40 (A)
固定資産圧縮積立金(e)	15
その他(f)	15
繰延税金負債合計	▲40
繰延税金資産の純額	35

3. 繰延税金資産の額の計算

評価性引当につき上記1.において算出された額を、それぞれ繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から減額します。

- ・繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額からの評価性引当の減額（(d)－(h)）
 $40 - 11.4 = 28.6 \cdots (i)$
- ・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額からの評価性引当の減額（(a)＋(b)＋(c)－(g)）
 $35 + 3 + 6 - 10 = 34 \cdots (j)$

その上で、これらの繰延税金資産と関連する繰延税金負債を、按分計算の方法により相殺します。

- ・繰延税金負債の額の合計額の算出（(e)＋(f)）
 $15 + 15 = 30 \cdots (k)$
- ・調整項目としての繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額の算出（(i)－(k)×(d)／{(a)＋(b)＋(c)＋(d)}）
 $28.6 - 30 \times 40 / (35 + 3 + 6 + 40) = 14.3$
- ・調整項目としての繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額の算出（(j)－(k)×{(a)＋(b)＋(c)}／{(a)＋(b)＋(c)＋(d)}）
 $34 - 30 \times (35 + 3 + 6) / (35 + 3 + 6 + 40) = 18.3$

※ 小数点第2位を四捨五入している。

※ なお、以上の計算においては、評価性引当の内訳が明らかな場合には、その内訳に応じて評価性引当を繰延税金資産の額から減額することも可能です。

<一般貸倒引当金の算入可能額及び調整項目の額の計算>

【関連条項】第 28 条第 1 項第 5 号、第 2 項第 4 号～第 6 号等

第 28 条-Q3 国内基準が適用される場合において、少数出資に係る 10 パーセント基準額、特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額はコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目のうち告示に定めるものの額を控除することで計算されること、コア資本に係る基礎項目の額には、一般貸倒引当金の額が含まれます（第 28 条第 1 項第 5 号）。一般貸倒引当金については、その額のうち信用リスク・アセットの額の合計額に 1.25 パーセントを乗じて得た額（「一般貸倒引当金上限額」）までコア資本に算入することができますが、この信用リスク・アセットの額の合計額には、少数出資金融機関等の対象普通株式等の額のうち少数出資に係る 10 パーセント基準額以下の部分又はその他金融機関等の対象普通株式等の額のうち特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額以下の部分に相当するため自己資本比率の計算において信用リスク・アセットの額に算入されるもの（「基準額以下部分」）も含まれることとなり、計算が循環構造となる場合があります。このような場合のコア資本に係る調整項目の額及び一般貸倒引当金上限額の具体的な計算方法を教えてください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法で計算することが可能です。

まず、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして少数出資に係る 10 パーセント基準額、特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額を計算した上で、これを前提に全てのコア資本に係る調整項目の額を計算します。これらの計算によりコア資本に係る調整項目の額が確定することで、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額も確定することとなりますので、当該基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を、自己資本比率計算式の分母に含まれる信用リスク・アセットの額の合計額に含めた上で、これに 1.25 パーセントを乗じて得た額を、最終的な一般貸倒引当金上限額とします。その上で、一般貸倒引当金の額のうち、当該一般貸倒引当金上限額以下に収まった額を、自己資本比率の分子部分のうちコア資本に係る基礎項目の額に最終的に算入することとなります。

※ なお、協同組織金融機関の場合には、上記に加えて、連合会の対象普通出資等のうち連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額以下の部分に相当するものの信用リスク・アセットの額の計算も同様に該当することとなります。

以下、計算例をお示しします。

<前提条件>

- ・ コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）：2000…(a)
 - ・ 一般貸倒引当金の額：150…(b)
 - ・ 告示第28条第2項第1号又は第2号に掲げるコア資本に係る調整項目の額：100…(c)
 - ・ 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額：25…(d)
 - ・ 保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等の額：300…(e)
 - ・ 保有するその他金融機関等が発行する対象普通株式等の額：240…(f)
 - ・ 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額：200…(g)
 - ・ 信用リスク・アセットの額の合計額（上記(e)ないし(g)に掲げるものに係る信用リスク・アセットの額を除く。）：10,000…(h)
- ※ モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産はないものとする。

<計算例>

(ア) 少数出資に係る10パーセント基準額を計算します。この計算において、コア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額は、上記(e)ないし(g)のうちコア資本に係る調整項目の額に含まれず信用リスク・アセットの額に算入される部分の額を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして算出した、一般貸倒引当金上限額以下の額に限られます。

・ 算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 (min ((b)、(h)×1.25%))

$$\min (150, 10000 \times 1.25\%) = 125 \dots (i)$$

・ 少数出資に係る10パーセント基準額の計算 ([(a) + (i)] - [(c) + (d)]) × 10%

$$\{(2000 + 125) - (100 + 25)\} \times 10\% = 200 \dots (j)$$

(イ) コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通株式等の額を計算します。((e) - (j))

$$300 - 200 = 100 \dots (k)$$

(ウ) (イ) において算出された額に含まれなかった部分の額については、分母計算を行います。((e) - (k))

$$300 - 100 = 200 \dots (l)$$

(エ) 特定項目に係る10パーセント基準額を計算します。([(a) + (i)] - [(c) + (d) + (k)]) × 10%

$$\{(2000 + 125) - (100 + 25 + 100)\} \times 10\% = 190 \dots (m)$$

(オ) 特定項目に係る10パーセント基準超過額を計算します。([(f), (g)] - (m))

$$(\text{その他金融機関等の対象普通株式等の額}) 240 - 190 = 50 \dots (n)$$

$$(\text{繰延税金資産}) 200 - 190 = 10 \dots (o)$$

(カ) 特定項目に係る10パーセント基準対象額を算出します。((f) + (g) - [(n) + (o)])

$$240 + 200 - (50 + 10) = 380 \dots (p)$$

(キ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。(((a) + (i)) - ((c) + (d) + (f) + (g) + (k))) × 15/85

$$\{(2000+125) - (100+25+240+200+100)\} \times 15/85 = 257.65 \dots (q)$$

※1 小数点第 3 位を四捨五入している。

※2 経過期間中については、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 1 項の適用により計算方法が異なることに留意する必要がある。具体的には、国内基準に関する平成 25 年改正告示附則第 8 条-Q1 を参照のこと。

(ク) 特定項目に係る調整対象額を算出します。((p) - (q))

$$380 - 257.65 = 122.35 \dots (r)$$

(ケ) その他金融機関等の対象普通株式等の額から第 29 条第 6 項第 1 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。

$$\{(f) - (n)\} \div (p)$$

$$(240 - 50) \div 380 = 0.5 \dots (s)$$

(コ) 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から第 29 条第 6 項第 3 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。((g) - (o)) ÷ (p)

$$(200 - 10) \div 380 = 0.5 \dots (t)$$

(サ) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。((r) × (s), (r) × (t))

$$\text{(その他金融機関等の対象普通株式等)} \quad 122.35 \times 0.5 = 61.18 \dots (u)$$

$$\text{(繰延税金資産)} \quad 122.35 \times 0.5 = 61.18 \dots (v)$$

※ 小数点第 3 位を四捨五入している。

(シ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250%のリスク・ウェイトの適用対象となります ((f) - (n) - (u), (g) - (o) - (v))

$$\text{(その他金融機関等の対象普通株式等)} \quad 240 - 50 - 61.18 = 128.82$$

$$\text{(繰延税金資産)} \quad 200 - 10 - 61.18 = 128.82$$

$$\text{(これらの信用リスク・アセットの額)} \quad (128.82 + 128.82) \times 250\% = 644.1 \dots (w)$$

(ス) (ウ) 又は (シ) において分母計算の対象とされたものの信用リスク・アセットの額を、信用リスク・アセットの額の合計額に加算し、これに 1.25% を乗じたものが、最終的な一般貸倒引当金上限額となります。((h) + (1) + (w)) × 1.25%

$$(10000 + 200 + 644.1) \times 1.25\% = 135.55$$

※1 少数出資金融機関等の対象普通株式等のリスク・ウェイトは 100% と仮定する。

※2 小数点第 3 位を四捨五入している。

<退職給付に係る資産及び前払年金費用>

【関連条項】 第 28 条第 2 項第 1 号へ、第 40 条第 2 項第 1 号へ

第 28 条-Q4 平成 26 年 3 月期より適用される退職給付会計基準の改正を受けて連結財務諸表規則等の規定等の改正が行われましたが、かかる退職給付会計に関する科目は、国内基準内の自己資本比率の計算においてどのように取り扱われるのでしょうか。(平成 25 年 9 月 20 日追加)

(A)

平成 26 年 3 月期より適用される退職給付会計基準等の改正を受けて連結財務諸表規則等の規定等の改正が行われ、確定給付制度の退職給付制度を採用している場合に退職給付債務と年金資産の差額を、連結貸借対照表上、退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産の科目で固定負債又は固定資産に表示することとされました。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用等については、連結貸借対照表上、退職給付に係る調整累計額の科目でその他の包括利益累計額の項目に表示することとされました(ただし、適用される業法に基づき当該表示を要しないものとされる協同組織金融機関を除く。)

これを踏まえて、連結自己資本比率(国内基準)の計算においては、退職給付に係る資産の額をコア資本に係る調整項目の額に算入し、また、退職給付に係る調整累計額を計上する場合には、これをその他の包括利益累計額としてコア資本に係る基礎項目の額に算入することが必要とされています。

他方、単体自己資本比率(国内基準)の計算においては、前払年金費用の額についてコア資本に係る調整項目の額に算入することが必要ですが、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用等については、連結貸借対照表の表示と異なり、単体貸借対照表上、評価・換算差額等の項目に表示されず、したがってコア資本に係る基礎項目の額には含まれません。

<普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するものの範囲>

【関連条項】 第 29 条第 5 項、第 41 条第 4 項

第 29 条-Q1 対象普通株式等は、対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するものをいうと規定されていますが、株式会社以外の形態の会社が発行する資本調達手段のうち、どのようなものが普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当すると判断されるのでしょうか。(平成 25 年 9 月 20 日追加)

(A)

協同組織金融機関に適用される自己資本比率規制(国内基準)において、非累積的永久優先出資がコア資本に係る基礎項目の額に含められることを踏まえ、株式会社である他の金融機関等が発行する普通株式又は強制転換条項付優先株式の他、例えば、協同組織金融機関の発行する非累積的永久優先出資も、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するものと考えられます。

他方、株式会社である他の金融機関等が発行する社債型優先株式や劣後債はこれらに相

当するものではありません。

※ 上記の考え方は、国内基準の適用を受ける協同組織金融機関が、他の金融機関等の発行する対象資本調達手段について、対象普通出資等に該当するか否かを判断する際にも同様に妥当します。

<対象普通株式等又は対象資本調達手段の時価による評価替えを行わない場合の額>

【関連条項】 第 29 条第 12 項、第 41 条第 11 項

第 29 条-Q2 コア資本に係る調整項目の額の算出において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額（又は評価・換算差額等）の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額を用いることとされますが、金融商品会計に基づく有価証券の減損処理を行った場合には、減損処理後の帳簿価額が「当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段の額」となるのでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

この場合、減損処理後の帳簿価額が「当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段の額」となります。

【附則（国際統一基準）＜総論、自己資本比率計算関係＞】

＜資本調達手段に係る経過措置（その他 Tier1 資本から Tier2 資本への振替）＞

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 3 条第 1 項、第 2 項

附則第 3 条-Q1 経過措置の対象となる資本調達手段のうち適格旧 Tier1 資本調達手段について、経過措置期間中に適格旧 Tier2 資本調達手段に振り替えることは可能ですか。

(A)

経過措置期間中の振替は認められません。ただし、改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）の適用日（平成 25 年 3 月 31 日）時点において、適格旧 Tier1 資本調達手段の全部又は一部を適格旧 Tier2 資本調達手段とみなし、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額の中に含め、経過措置期間中、継続的に適格旧 Tier2 資本調達手段として取扱うことは可能です。

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 3 条第 1 項、第 2 項

附則第 3 条-Q2 適格旧 Tier1 資本調達手段及び適格旧 Tier2 資本調達手段のうち連結子法人等の発行するものについて、第 6 条第 1 項第 5 号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額及び第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額の計算における取扱いを教えてください。

(A)

第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の定めるところにより算出される第 6 条第 1 項第 5 号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額及び第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額の計算に際しては、改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則 3 条第 1 項又は第 2 項に基づきその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入された連結子法人等の適格旧 Tier1 資本調達手段又は適格旧 Tier2 資本調達手段に相当する部分の額を、重ねて算入することはできません。

＜その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法＞

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 5 条

附則第 5 条-Q1 その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算において、「なお従前の例による」こととされる部分の具体的な取扱いについて教えてください。（平成 24 年 12 月 12 日修正）

(A)

以下の表の左欄に掲げる対象の区分に応じ、同表の右欄に掲げる取扱いに従って計算してください。

対象	取扱い
----	-----

その他有価証券評価差額金 <small>(注1)</small>		正の値の場合	グロス評価益の45%相当額：T2 算入 <small>(注2)</small> 上記以外の部分の額：不算入
		負の値の場合	AT1 算入
土地再評価差額金		45%相当額：T2 算入 上記以外の部分の額：不算入	
繰延ヘッジ 損益	第5条第2項第1号ハの括弧書き以外の部分 <small>(注3)</small>	不算入	
	第5条第2項第1号ハの括弧書き部分 <small>(注4)</small>	正の値の場合	AT1 算入
		負の値の場合	45%相当額：T2 算入 上記以外の部分の額：不算入
為替換算調整勘定*		AT1 算入	

※ なお、各記号の定義は以下のとおり

AT1：その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額

T2：Tier2 資本に係る基礎項目の額

(注1) 連結子会社の計上する「その他有価証券評価差額金」及び「土地再評価差額金」の少数株主持分相当額のうち、支配獲得後の増減に係る部分について、自己資本比率算出上は「少数株主持分」から控除し、それぞれ「その他有価証券評価差額金」又は「土地再評価差額金」に合算するという旧告示における取扱いを行わない。

(注2) 旧告示第8条第1項第1号等に規定する「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」に該当するものに係るその他有価証券評価差額金を除くという旧告示における取扱いを行わない。

(注3) ヘッジ対象に係る時価評価差額が第5条第1項第2号のその他の包括利益累計額又は第17条第1項第2号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額以外の部分を指す。

(注4) ヘッジ対象に係る時価評価差額が第5条第1項第2号のその他の包括利益累計額又は第17条第1項第2号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を指す。

<少数株主持分等に係る経過措置の計算事例>

【関連条項】改正告示（平成24年金融庁告示第28号）附則第6条

附則第6条-Q1 少数株主持分等に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成25年9月20日修正）

(A)

少数株主持分等総自己資本に係る基礎項目の額のうち、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額、その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額及び Tier2 資本に係る調整後少数株主持分の額に含まれなかったものの額については、附則第 6 条に従い少数株主持分等に係る経過措置の対象となりますが、その計算は、以下の手順に従い行います。

- ① 少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額から、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額、その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額及び Tier2 資本に係る調整後少数株主持分の額の合計額を控除した額を算出します。…(a)
- ② 算出基準日が属する附則第 6 条第 1 項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、①で算出した額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を算出します。…(a')
- ③ 連結子法人等（特定連結子法人等に限られません。以下同じ。）の少数株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額から、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額を控除した額を算出します。…(b)
- ④ 連結子法人等の少数株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額から、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額及びその他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額の合計額を控除した額を算出します。…(c)
- ⑤ 連結子法人等の少数株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額から連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額を控除した額を算出します。…(d)
- ⑥ 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額から連結子法人等の少数株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額を控除した額を算出します。…(e)
- ⑦ Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。
$$a' \times e / (c + e) \dots (f)$$
- ⑧ その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。
$$a' \times c / (c + e) \times d / (b + d) \dots (g)$$
- ⑨ 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。
$$a' \times c / (c + e) \times b / (b + d) \dots (h)$$

<計算例記載>

第 8 条-Q4 の事例を基に、2014 年 3 月 31 日を算出基準日として上記計算手順に従い計算を行うと、以下のとおりとなります。

※ この計算例では、小数点第 2 位を四捨五入している。

(1) a~e の額

	a の額	a' の額	b の額	c の額	d の額	e の額
S1 社	54.3	43.4	9	17.3	10	60
S2 社	36.6	29.3	30	12.8	10	40
R1 社	8.9	7.1	0	1.9	6	15
R2 社	3.6	2.9	3	0	4	10
合計	<u>103.4</u>	<u>82.7</u>	<u>42</u>	<u>32</u>	<u>30</u>	<u>125</u>

(2) f~h の額

	f の額 (Tier2 資本に係る基礎 項目の額に算入可能な 額)	g の額 (その他 Tier1 資本に係 る基礎項目の額に算入可 能な額)	h の額 (普通株式等 Tier1 資本 に係る基礎項目の額に算 入可能な額)
S1 社	33.7	5.1	4.6
S2 社	22.2	1.8	5.3
R1 社	6.3	0.8	0
R2 社	2.9	0	0
合計	<u>65.1</u>	<u>7.7</u>	<u>9.9</u>

<調整項目に係る経過措置の計算事例>

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 7 条、第 8 条

附則第 7 条-Q1 調整項目に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成 24 年 8 月 7 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

以下に計算例を示します。

(1) 第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる項目の経過措置期間における取扱い例

項目	金額例	取扱い ^(注1)	金額		
			25年3月	26年3月	27年3月
のれんに係る無形固定資産の額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	100	80	60
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 ^(注2)	100	CET1 控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	50	40	30
		T2 控除	50	40	30
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	100	80	60
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額（旧告示においても控除項目に該当していたものと仮定）	100	CET1 控除	0	20	40
		T2 控除	100	80	60

(注1) ※1CET1、AT1 及び T2 は、それぞれ普通株式等 Tier1 資本、その他 Tier1 資本及び Tier2 資本を表す。また、分母計算は、告示の計算方法に従いリスク・アセットの額を算出することを表す。以下、(2) 及び(3)においても同じ。

(注2) ※2繰延税金資産についてはその純額が旧告示（改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）による改正前の告示。以下、(2) 及び(3)においても同じ。）における基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回らないものと仮定。なお、旧告示において繰延税金資産の純額が基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回る

場合に当該上回る額を基本的項目の額から控除するものとされる場合であっても、かかる基本的項目の額から控除される額に相当する部分の算出に当たり、基本的項目の額を第2条第2号に定める Tier1 資本の額と読み替えて計算しても構わない。

(2) 少数出資金融機関等の普通株式の額等の経過措置期間における計算例

<前提条件>

- ・ 第5条第1項各号に掲げる額の合計額^{(注)*}：1,000…(a)
 (注) ※附則第5条及び第6条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・ 第5条第2項第1号から第3号までに掲げる額の合計額^{(注)*}：100…(b)
 (注) ※附則第7条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・ 保有する A 社^{(注)*}の普通株式の額：50…(c)
- ・ 保有する B 社^{(注)*}のその他 Tier1 資本調達手段の額：40…(d)
- ・ 保有する B 社^{(注)*}の Tier2 資本調達手段の額：30…(e)
 (注) ※A社及びB社はいずれも少数出資金融機関等に該当するものとする。
- ・ 附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合：x%…(f)

① 新告示（改正告示（平成24年金融庁告示第28号）による改正後）における算出手順

- (ア) 少数出資に係る10パーセント基準額を算出します。 $\{(a) - (b)\} \times 10\%$
 $(1,000 - 100) \times 10\% = 90 \dots (g)$
- (イ) 少数出資調整対象額を算出します。 $\{(c) + (d) + (e) - (g)\}$
 $(50 + 40 + 30) - 90 = 30 \dots (h)$
- (ウ) 少数出資調整対象額につき、資本区分毎の資本調達手段の額の合計額に応じて比例按分し、各資本区分の調整項目の額を算出します。 $\{(h) \times \{(c), (d), (e)\} \div \{(c) + (d) + (e)\}\}$
(A社の普通株式) $30 \times 50 \div 120 = 12.5 \dots (i)$
(B社のその他 Tier1 資本調達手段) $30 \times 40 \div 120 = 10 \dots (j)$
(B社の Tier2 資本調達手段) $30 \times 30 \div 120 = 7.5 \dots (k)$
- (エ) (ウ)において算出された額に含まれなかった部分の額については、それぞれにつき分母計算を行います。 $\{(c), (d), (e)\} - \{(i), (j), (k)\}$
(A社の普通株式) $50 - 12.5 = 37.5 \dots (l)$
(B社のその他 Tier1 資本調達手段) $40 - 10 = 30 \dots (m)$
(B社の Tier2 資本調達手段) $30 - 7.5 = 22.5 \dots (n)$

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出された調整項目の額について、附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後の調整項目の額を算出します。経過措置適用後の調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適

用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		25年3月	26年3月	27年3月
A社の普通株式	CET1 控除 (i) × (f)	0	2.5 (12.5 × 20%)	5.0 (12.5 × 40%)
	旧告示取扱い (i) × {100% - (f)} (経過措置分) ^(注)	12.5	10.0 (12.5 × 80%)	7.5 (12.5 × 60%)
	分母計算(1) (非控除部分)	37.5	37.5	37.5
B社の その他 Tier1 資本調達手段	AT1 控除 (j) × (f)	0	2 (10 × 20%)	4 (10 × 40%)
	旧告示取扱い (j) × {100% - (f)} (経過措置分) ^(注)	10	8 (10 × 80%)	6 (10 × 60%)
	分母計算(m) (非控除部分)	30	30	30
B社の Tier2 資本調達手段	T2 控除 (k) × (f)	0	1.5 (7.5 × 20%)	3.0 (7.5 × 40%)
	旧告示取扱い (k) × {100% - (f)} (経過措置分) ^(注)	7.5	6.0 (7.5 × 80%)	4.5 (7.5 × 60%)
	分母計算(n) (非控除部分)	22.5	22.5	22.5

(注) ※「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有等の控除項目に該当する場合には、Tier2 資本に係る調整項目の額に含まれる (T2 控除) こととなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算する (分母計算) こととなる。

(3) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び 15 パーセント基準超過額の経過措置期間における計算例

<前提条件>

- ・ 第 5 条第 1 項各号に掲げる額の合計額^(注)* : 2,200…(a)

(注) ※附則第 5 条及び第 6 条の経過措置適用前の完全実施ベースの額

- ・ 第 5 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる額の合計額^(注)* : 200…(b)

(注) ※附則第 7 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額

- ・保有する A 社（関連会社）の普通株式の額：300…(c)
- ・保有する A 社のその他 Tier1 資本調達手段の額：200…(d)
- ・繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額：180…(e)
- ・附則第 7 条第 1 項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合：x%…(f)

① 新告示（改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）による改正後）における算出手順

- (ア) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を算出します。($\{(a) - (b)\} \times 10\%$)
 $(2,200 - 200) \times 10\% = 200 \dots (g)$
- (イ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を算出します。($\{(c), (e)\} - (g)$)
 (A 社の普通株式) $300 - 200 = 100 \dots (h)$
 (繰延税金資産) $180 - 200 = -20$ (0 以下なので、0) …(i)
- (ウ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。($(c) + (e) - \{(h) + (i)\}$)
 $300 + 180 - (100 + 0) = 380 \dots (j)$
- (エ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。($\{(a) - (b)\} \times 15\%$) (注)*
 $(2,200 - 200) \times 15\% = 300 \dots (k)$

(注) ※経過措置期間中であるため、附則第 8 条に基づき読み替えられた特定項目に係る 15 パーセント基準額の算出方法に従う。

- (オ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。($(j) - (k)$)
 $380 - 300 = 80 \dots (l)$
- (カ) その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から第 8 条第 9 項第 1 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。 ($\{(c) - (h)\} \div (j)$)
 $(300 - 100) \div 380 = 0.53 \dots (m)$ ※ 小数点第 3 位を四捨五入している。
- (キ) (カ) の普通株式に係る部分を繰延税金資産に置き換え、繰延税金資産についても同様に計算し、割合を算出します。 ($\{(e) - (i)\} \div (j)$)
 $(180 - 0) \div 380 = 0.47 \dots (n)$ ※ 小数点第 3 位を四捨五入している。
- (ク) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。 ($(l) \times (m), (l) \times (n)$)
 (A 社の普通株式) $80 \times 0.53 = 42.4 \dots (o)$
 (繰延税金資産) $80 \times 0.47 = 37.6 \dots (p)$
- (ケ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250 パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります。 ($(c) - (h) - (o), (e) - (i) - (p)$)
 (A 社の普通株式) $300 - 100 - 42.4 = 157.6 \dots (q)$
 (繰延税金資産) $180 - 0 - 37.6 = 142.4 \dots (r)$
- (コ) A 社のその他 Tier1 資本調達手段の額については、その全額が AT1 に係る調整項目の額となります。 …(s)

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出された調整項目の額について、附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後の調整項目の額を算出します。経過措置適用後の調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		25年3月	26年3月	27年3月
A社の普通株式	CET1 控除 $\{(h)+(o)\} \times (f)$	0	28.5 (142.4×20%)	57.0 (142.4×40%)
	旧告示取扱い $\{(h)+(o)\} \times$ $\{100\%-(f)\}$ (経過措置部分) ^(注1)	142.4	113.9 (142.4×80%)	85.4 (142.4×60%)
	分母計算(q) (RW250%対象分)	157.6	157.6	157.6
繰延税金資産 (一時差異に係 るもの)	CET1 控除 $\{(i)+(p)\} \times (f)$	0	7.5 (37.6×20%)	15.0 (37.6×40%)
	旧告示取扱い $\{(i)+(p)\} \times$ $\{100\%-(f)\}$ (経過措置部分) ^(注2)	37.6	30.1 (37.6×80%)	22.6 (37.6×60%)
	分母計算(r) (RW250%対象分)	142.4	142.4	142.4
A社の その他 Tier1 資本調達手段	AT1 控除 $(s) \times (f)$	0	40 (200×20%)	80 (200×40%)
	旧告示取扱い $(s) \times \{100\%-(f)\}$ (経過措置部分) ^(注1)	200	160 (200×80%)	120 (200×60%)

(注1) ※1A社の普通株式及びその他 Tier1 資本調達手段に関して「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有や金融業務を営む関連法人等の控除項目に該当する場合には、Tier2 資本に係る調整項目の額に含まれることとなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算することとなる。

(注2) ※2繰延税金資産に関して「旧告示取扱い」とされる部分については、その純額が旧告示における基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回らない場合については、新告示に従いリスク・アセットの額を計算することとなる (100 パーセン

トのリスク・ウェイトを適用)。

※ 上記計算においては小数点第2位を四捨五入している。

【附則（国内基準）＜総論、自己資本比率計算関係＞】

＜資本調達手段に係る経過措置（国内基準）＞

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 3 条第 1 項～第 3 項

附則第 3 条-Q1 資本調達手段に関する経過措置の計算事例を示してください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

＜前提＞

- ・コア資本の額（平成25年改正告示附則第3条第2項の定義の通り、経過措置を適用する前の完全実施ベースの額）：100
- ・適格旧非累積的永久優先株及び適格旧資本調達手段については、以下のとおり：

	発行額	発行日	償還（弁済） 期限	期限前償還 （弁済）条項	ステップ・アップ条項
社債型非累積的永久優先株式	50	H24. 7. 1		H34. 7. 1以降	
期限付劣後債	50	H23. 3. 31	H33. 3. 31	H28. 3. 31以降	有(H28. 3. 31)
期限付劣後ローン	10	H26. 3. 30	H36. 3. 30		
永久劣後ローン	60	H21. 3. 30		H36. 3. 31以降	

※ 以上は、いずれも平成 26 年 3 月 31 日時点の額とする。

① 算入上限額の算出

適格旧非累積的永久優先株と適格旧資本調達手段毎に、算入上限額を計算します。

(i) 適格旧非累積的永久優先株の算入上限額

適格旧非累積的永久優先株に係る経過措置期間の算入上限額は、平成 26 年 3 月 31 日における適格旧非累積的永久優先株の額に、対応する期間に応じて平成 25 年改正告示附則第 3 条第 1 項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額となります。

したがって、上記前提条件下における適格旧非累積的永久優先株の算入上限額は、以下の通りとなります。

～H32. 3. 30	～H33. 3. 30	～H34. 3. 30	～H35. 3. 30	～H36. 3. 30
50	45	40	35	30
～H37. 3. 30	～H38. 3. 30	～H39. 3. 30	～H40. 3. 30	～H41. 3. 30
25	20	15	10	5

(ii) 適格旧資本調達手段の算入上限額

適格旧資本調達手段に係る経過措置期間の算入上限額は、平成 26 年 3 月 31 日における適格旧資本調達手段の額を基準額として、これに対応する期間に応じて平成 25 年改

正告示附則第3条第2項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額となります。

ただし、旧告示における期限付劣後債又は期限付劣後ローン（いわゆる Lower Tier2）については、適用日である平成26年3月31日において、これらの額がコア資本の額の2分の1に相当する額を上回る場合には、当該上回る額を上記基準額から控除しなければなりません。したがって、上記の前提条件のもとでは、適用日における期限付劣後債及び期限付劣後ローンの額の合計額60のうち、コア資本の2分の1に相当する額である50を超える10について、基準額から控除する必要があります。

また、適用日において、旧告示における補完的項目の額（ただし、上記控除額をその額から控除します。）が、コア資本の額を上回る場合には、当該上回る額を上記基準額から控除しなければなりません。そのため、Lower Tier2に係る控除額である10を除いた補完的項目の額である110のうち、コア資本の額である100を上回る10について、上記基準額から控除する必要があります。

したがって、上記基準額は、50、10及び60の合計額である120から、10と10の合計額である20を控除することで算出される100となり、これにより上記前提条件下における適格旧資本調達手段の算入上限額は、以下の通りとなります。

～H27.3.30	～H28.3.30	～H29.3.30	～H30.3.30	～H31.3.30
100	90	80	70	60
～H32.3.30	～H33.3.30	～H34.3.30	～H35.3.30	～H36.3.30
50	40	30	20	10

② 算入額の算出

適格旧非累積的永久優先株と適格旧資本調達手段毎に、算入額を計算します。

(i) 適格旧非累積的永久優先株の算入額

自己資本比率の算出基準日における適格旧非累積的永久優先株の額のうち、上記①(i)で計算された算入上限額に収まる額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。

したがって、仮に初回償還可能日である平成34年7月1日に償還した場合には、以下の額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することとなります。

～H32.3.30	～H33.3.30	～H34.3.30	～H34.6.30	以後
50	45	40	35	0

(ii) 適格旧資本調達手段の算入額

自己資本比率の算出基準日における適格旧資本調達手段の額のうち、上記①(ii)で計算された算入上限額に収まる額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。

この場合において、期限付劣後債及び期限付劣後ローンのうち、償還期限までの期間

が5年以内になったものについては、償還期限までの期間が5年になった日から償還期限まで、日割り計算により適格旧資本調達手段の額が減額されることに注意が必要です。また、適用日以降にステップ・アップ日が到来した適格旧資本調達手段については、当該ステップ・アップ日以降、コア資本に係る基礎項目の額には一切算入できなくなります。

そのため、本設例においては、弁済・償還期限前に弁済又は償還されないものと仮定すると、以下の額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することとなります。

～H27.3.30	～H28.3.30	～H29.3.30	～H30.3.30	～H31.3.30
100	90	70 ^(注)	70	60
～H32.3.30	～H33.3.30	～H34.3.30	～H35.3.30	～H36.3.30
50	40	30	20	10

(注) 期限付劣後債 50 については H28.3.31 にステップ・アップ日が到来するため、当該期限付劣後債について H28.3.31 以後コア資本に係る基礎項目の額に算入できない。

<土地再評価差額金に係る経過措置>

【関連条項】改正告示（平成25年金融庁告示第6号）附則第5条第1項、第2項

附則第5条-Q1 土地再評価差額金に係る経過措置を適用して土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額の一定部分をコア資本に係る基礎項目の額に算入する場合、当該経過措置適用期間中における当該土地の信用リスク・アセットの額の計算については、再評価後の土地の価額を用いることになるのでしょうか。（平成25年9月20日追加）

(A)

上記の場合、当該経過措置適用期間中における当該土地の信用リスク・アセットの額の計算においては再評価後の土地の価額を用いるのに対し、経過措置適用期間終了後においては、再評価前の土地の価額を用いることとなります。

また、当該経過措置適用期間中においては、再評価に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の全額が一時差異に係るものに含まれるものとして調整項目の額又は信用リスク・アセットの額における繰延税金資産の額を算出しなければならず、他方で、経過措置適用期間終了後は、これらを含めないものとして算出しなければならないことに注意が必要です。

なお、当該土地再評価差額金に係る経過措置を含めて、平成25年改正告示附則において金融機関が任意に適用可能とされている経過措置については、それぞれにつき金融機関が任意に適用の採否を判断することが可能ですが、計算方法の継続性及び一貫性の観点から、その採否については継続的かつ一貫した判断を行うことが適当と考えられます。

<退職給付会計に関するものと経過措置の適用関係>

【関連条項】改正告示（平成25年金融庁告示第6号）附則第6条第1項、第8条第1項

附則第 6 条-Q1 退職給付に係る資産、退職給付に係る調整累計額及び前払年金費用に関する経過措置期間中の取扱いを教えてください。(平成 25 年 9 月 20 日追加)

(A)

第 28 条-Q4 に記載のとおり、連結自己資本比率（国内基準）の計算においては、退職給付に係る資産の額をコア資本に係る調整項目の額に算入し、また、退職給付に係る調整累計額を計上している場合には、これをその他の包括利益累計額としてコア資本に係る基礎項目の額に算入することが必要です。また、単体自己資本比率（国内基準）の計算においては、前払年金費用の額についてコア資本に係る調整項目の額に算入することが必要となります。

このうち、退職給付に係る調整累計額については、平成 26 年 3 月 31 日から平成 31 年 3 月 30 日までの間、平成 25 年改正告示附則第 6 条第 1 項により、対応する期間に応じて同項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することとなります。

他方、退職給付に係る資産及び前払年金費用については、共にコア資本に係る調整項目に該当することから、平成 26 年 3 月 31 日から平成 31 年 3 月 30 日までの間、平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項により、対応する期間に応じて同附則第 6 条第 1 項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をコア資本に係る調整項目の額に算入することが可能です。

<少数株主持分等に係る経過措置>

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 7 条第 1 項、第 2 項

附則第 7 条-Q1 少数株主持分等に関する経過措置の計算事例を示してください。(平成 25 年 9 月 20 日追加)

(A)

少数株主持分については、特定連結子法人等に係るものとそれ以外の連結子法人等に係るものに分けて計算することとなります。

すなわち、特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、告示第 29 条第 1 項の規定により算出される額（コア資本に係る調整後少数株主持分の額）については、その全額をコア資本に係る基礎項目の額に算入することができます。また、上記のうちコア資本に係る調整後少数株主持分の額以外の額については、平成 25 年改正告示附則第 7 条第 1 項に従い、対応する期間に応じて同附則第 3 条第 1 項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができます。

他方、特定連結子法人等以外の少数株主持分（期限付優先株によるものや海外特別目的会社の発行する優先出資証券によるもの、また、適格旧非累積的永久優先株や適格旧資本調達手段として同附則第 3 条第 1 項又は第 2 項の適用対象となるものは除きます。）については、同附則第 7 条第 2 項に従い、対応する期間に応じて同附則第 3 条第 2 項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができます。

ます。

以下、計算例を示します。

<前提>

平成33年3月31日時点において、当行は以下の連結子法人等を有するものとします。

	当行連結貸借対照表 における少数株主持分	株主資本の額	連結リスク・アセットの額
証券子会社 A	50	200	1000 (注)
ノンバンク子会社 B	50		
リース子会社 C	10		
海外特別目的会社 D	30 (優先出資証券)		

(注) 当該額は、当行の連結リスク・アセットの額のうち証券子会社 A に関連するものの額と異なるものとする。

<計算例>

まず、特定連結子法人等である証券子会社 A については、コア資本に係る調整後少数株主持分の額である 10 ($1000 \times 4\% \times 50 / 200$) を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。また、残りの 40 についても、平成 25 年改正告示附則第 7 条第 1 項に従い、その 80% である 32 を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。したがって、少数株主持分 50 のうち、合計 42 をコア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能となります。

他方、特定連結子法人等以外の連結子法人等である子会社 B 及び子会社 C については、同附則第 7 条第 2 項に従い、その 30% である合計 18 を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。

なお、海外特別目的会社 D の少数株主持分については、適格旧資本調達手段として同附則第 3 条第 2 項により算入可能額が算出されることとなります。

<調整項目に係る経過措置>

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 8 条第 1 項、第 2 項

附則第 8 条-Q1 調整項目に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

以下に計算例を示します。

(1) 第 28 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる項目の経過措置期間における取扱い例

平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項により、対応する期間に応じて同附則第 6 条第 1 項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る調整項目の額に算入するこ

とができます。

この場合において、同附則第8条第1項によってコア資本に係る調整項目の額に含まれない額については、同条第2項に従い、このうち旧告示第28条第1項各号に定める基本的項目から控除されるもの又は旧告示第31条第1項各号に定める控除項目に該当するものについては、コア資本に係る調整項目の額に含まれることとなり、他方で、これらに該当しないものについては、従前同様にリスク・アセットの額を計算して分母に計上されることとなります。

以上を踏まえた計算例を以下に示します。

項目	金額例	取扱い	金額		
			～27年 3月30日	～28年 3月30日	～29年 3月30日
のれんに係る無形固定資産の額	100	資本控除	100	100	100
のれん又はモーゲージ・ サービシング・ライツ以 外の無形固定資産の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60
繰延税金資産（一時差異 に係るものを除く。）の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算 ^(注)	100	80	60
内部格付手法採用行にお いて、期待損失額が適格 引当金を上回る額	100	資本控除	100	100	100
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	100	資本控除	100	100	100
意図的に保有している他 の金融機関等の対象資本 調達手段の額（旧告示に おいて控除項目に該当し ていたものと仮定）	100	資本控除	100	100	100
退職給付に係る資産又は 前払年金費用の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60

(注) 主要行の場合には、基本的項目の額の20パーセントに相当する額を上回る部分に相当する額については、コア資本に係る調整項目の額に含めることとなるが、この場合の「基本的項目の額」の読み替えについては平成24年改正告示附則第7条-Q1を参

照。なお、この場合に分母計算として適用されるリスク・ウェイトは、250 パーセントではなく 100 パーセントである。

※ 資本控除とは、コア資本に係る調整項目の額に含めることを表す。

(2) 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額の経過措置期間における計算例

<前提条件> ※ 第 28 条-Q3 と共通の事例を用います。

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）^(注)：2,000…(a)
（注）平成 25 年改正告示附則第 3 条ないし第 7 条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
- ・告示第 28 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注)：100…(c)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注)：25…(d)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等の額：300…(e)
うち、
 - ・保有する A 社^(注)の普通株式の額：150…(ea)
 - ・保有する B 社^(注)の強制転換条項付優先株式の額：100…(eb)
 - ・保有する C 社（協同組織金融機関）^(注)の優先出資の額：50…(ec)
（注）A 社、B 社及び C 社はいずれも少数出資金融機関等に該当するものとする。
- ・信用リスク・アセットの額の合計額^(注)：10,000…(h)
（注）第 28 条-Q3 に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等、その他金融機関等が発行する対象普通株式等及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る信用リスク・アセットの額を含めない。
- ・平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなるものの割合：x%

① 新告示（平成 25 年改正告示による改正後）における算出手順

(ア) 少数出資に係る 10 パーセント基準額を算出します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の計算方法については、第 28 条-Q3 を参照のこと。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 (min ((b)、(h)×1.25%))

min (150、10000×1.25%) = 125…(i)

・少数出資に係る 10 パーセント基準額の計算 ([(a) + (i)] - [(c) + (d)] × 10%)

{(2000 + 125) - (100 + 25)} × 10% = 200…(j)

(イ) コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通株式等の額を計算します。((e)-(j))

$$300 - 200 = 100 \dots (k)$$

うち、

$$(A \text{ 社の普通株式}) : 150 \times 100 / 300 = 50 \dots (ka)$$

$$(B \text{ 社の強制転換条項付優先株式}) : 100 \times 100 / 300 = 33.33 \dots (kb)$$

$$(C \text{ 社の優先出資}) : 50 \times 100 / 300 = 16.67 \dots (kc)$$

※ 小数点第3位を四捨五入している。

(ウ) (イ)において算出された額に含まれなかった部分の額については、それぞれにつき分母計算を行います。((ea), (eb), (ec)) \times \{(e)-(k)\} / (e)

$$(A \text{ 社の普通株式}) : 150 \times (300 - 100) / 300 = 100 \dots (1a)$$

$$(B \text{ 社の強制転換条項付優先株式}) : 100 \times (300 - 100) / 300 = 66.67 \dots (1b)$$

$$(C \text{ 社の優先出資}) : 50 \times (300 - 100) / 300 = 33.33 \dots (1c)$$

※ 小数点第3位を四捨五入している。

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出されたコア資本に係る調整項目の額について、平成25年改正告示附則第8条第1項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目の額を算出します。経過措置の適用により調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26年3月	27年3月	28年3月
A社の普通株式	資本控除 (ka) \times x%	0	10.0 (50 \times 20%)	20.0 (50 \times 40%)
	旧告示取扱い (ka) \times \{100\% - x\%\} (経過措置分) ^(注)	50.0	40.0 (50 \times 80%)	30.0 (50 \times 60%)
	分母計算(1a) (非控除部分)	100	100	100
B社の 強制転換条項 付優先株式	資本控除 (kb) \times x%	0	6.67 (33.33 \times 20%)	13.33 (33.33 \times 40%)
	旧告示取扱い (kb) \times \{100\% - x\%\} (経過措置分) ^(注)	33.33	26.66 (33.33 \times 80%)	20.00 (33.33 \times 60%)
	分母計算(1b) (非控除部分)	66.67	66.67	66.67

C社（協同組織 金融機関）の 優先出資	資本控除 (kc) × x%	0	3.33 (16.67 × 20%)	6.67 (16.67 × 40%)
	旧告示取扱い (kc) × {100% - x%} (経過措置分) ^(注)	16.67	13.34 (16.67 × 80%)	10.00 (16.67 × 60%)
	分母計算(1c) (非控除部分)	33.33	33.33	33.33

(注)「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有等の控除項目に該当する場合には、コア資本に係る調整項目の額に含まれる（資本控除）こととなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算する（分母計算）こととなる。

(3) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び 15 パーセント基準超過額の経過措置期間における計算例

<前提条件> ※ 第 28 条-Q3 及び上記(2)と共通の事例を用います。

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）^(注)：2,000…(a)
(注) 平成 25 年改正前告示附則第 3 条ないし第 7 条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
- ・告示第 28 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注)：100…(c)
(注) 平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注)：25…(d)
(注) 平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・コア資本に係る調整項目としての少数出資金融機関等の対象普通株式等の額^(注)：100…(k)
(注) 平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・保有するその他金融機関等が発行する対象普通株式等の額：240…(f)
うち、
 - ・保有する A 社（関連会社）の普通株式の額：160…(fa)
 - ・保有する B 社（議決権の 10%超を保有する非関連会社・非子会社）の普通株式の額：80…(fb)
- ・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額：200…(g)
- ・信用リスク・アセットの額の合計額^(注)：10,000…(h)

(注) 第 28 条-Q3 に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等、
その他金融機関等が発行する対象普通株式等及び繰延税金資産（一時差異に係る
ものに限る。）に係る信用リスク・アセットの額を含めない。

・平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入される
こととなる額の割合：x%

※ モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産はないものとする。

① 新告示（平成 25 年改正告示による改正後）における算出手順

(ア) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を算出します。なお、この場合におけるコア資
本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の算出方法については、第
28 条-Q3 を参照のこと。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 (min ((b)、(h)×1.25%))

$$\min (150、10000 \times 1.25\%) = 125 \cdots (i)$$

・特定項目に係る 10 パーセント基準額の計算 ([(a) + (i)] - [(c) + (d) + (k)])
×10%)

$$\{(2000 + 125) - (100 + 25 + 100)\} \times 10\% = 190 \cdots (m)$$

(イ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を算出します。((f)、(g)) - (m)

(その他金融機関等の対象普通株式等) 240 - 190 = 50 \cdots (n)

(繰延税金資産) 200 - 190 = 10 \cdots (o)

(ウ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。((f) + (g) - ((n) + (o)))

$$240 + 200 - (50 + 10) = 380 \cdots (p)$$

(エ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。([(a) + (i)] - [(c) + (d) +
(k)]) ×15%) (注)

$$\{(2000 + 125) - (100 + 25 + 100)\} \times 15\% = 285 \cdots (q')$$

(注) 経過措置期間中であるため、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 1 項に基づき
読み替えられた特定項目に係る 15 パーセント基準額の算出方法に従っている。

(オ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。((p) - (q'))

$$380 - 285 = 95 \cdots (r')$$

(カ) その他金融機関等に係る対象普通株式等の額から第 29 条第 6 項第 1 号に掲げる額を
控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出
します。((f) - (n)) ÷ (p)

$$(240 - 50) \div 380 = 0.5 \cdots (s)$$

(キ) 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から第 29 条第 6 項第 3 号に掲げ
る額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を
算出します。((g) - (o)) ÷ (p)

$$(200 - 10) \div 380 = 0.5 \cdots (t)$$

- (ク) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。((r') × (s), (r') × (t))
(その他金融機関等の対象普通株式等) 95 × 0.5 = 47.5... (u')
(繰延税金資産) 95 × 0.5 = 47.5... (v')
- (ケ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250 パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります。((f) - (n) - (u'), (g) - (o) - (v'))
(その他金融機関等の対象普通株式等) 240 - 50 - 47.5 = 142.5... (w')
(繰延税金資産) 200 - 10 - 47.5 = 142.5... (x')

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出された調整項目の額について、平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目に含まれる額を算出します。経過措置の適用によりコア資本に係る調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26 年 3 月	27 年 3 月	28 年 3 月
その他金融機関等の対象普通株式等	コア資本控除 $\{(n)+(u')\} \times x\%$	0	19.5 (97.5 × 20%)	39.0 (97.5 × 40%)
	旧告示取扱い $\{(n)+(u')\} \times \{100-x\%\}$ (経過措置部分) (注 1)	97.5	78.0 (97.5 × 80%)	58.5 (97.5 × 60%)
	分母計算(w')	142.5	142.5	142.5
繰延税金資産 (一時差異に係るもの)	コア資本控除 $\{(o)+(v')\} \times x\%$	0	11.5 (57.5 × 20%)	23.0 (57.5 × 40%)
	旧告示取扱い $\{(o)+(v')\} \times \{100-x\%\}$ (経過措置部分) (注 2)	57.5	46.0 (57.5 × 80%)	34.5 (57.5 × 60%)
	分母計算(x')	142.5	142.5	142.5

(注 1) 設例では、当行は、その他金融機関等の対象普通株式等として、A 社 (関連会社) の普通株式を 160、B 社 (議決権の 10%超を保有する非関連会社・非子会社) の普通株式を 80 保有している。そのため、「旧告示取扱い」とされる部分のうち、A 社の普通株式に相当すると認められる部分 (3 分の 2 相当) については、旧告示でも金融業務を営む関連法人等として控除項目に該当していたことから、コア資本に係る調整項目の額に算入することとなる。他方、B 社の普通株式に相当すると認められる部分 (3

分の1相当)については、旧告示において意図的保有に該当していなかったと仮定すると、リスク・アセットの額を計算することとなる。したがって、例えば、26年3月末時点では、 $97.5 \times 2/3 =$ の65がコア資本控除となり、27年3月末時点では、19.5に加え、 $78.0 \times 2/3 = 52$ の合計71.5がコア資本控除となり、また、28年3月末時点では、39.0に加え、 $58.5 \times 2/3 = 39$ の合計78がコア資本控除となる。

(注2) 主要行の場合には、基本的項目の額の20パーセントに相当する額を上回る部分に相当する額については、コア資本に係る調整項目の額に含めることとなるが、この場合の「基本的項目の額」の読み替えについては平成24年改正告示附則第7条-Q1を参照。なお、この場合に分母計算として適用されるリスク・ウェイトは、250パーセントではなく100パーセントである。

＜他の金融機関等の対象資本調達手段のエクスポージャーに係る経過措置＞

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 12 条第 1 項、第 2 項

附則第 12 条-Q1 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに関するエクスポージャーについて、経過措置の内容を教えてください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに関するエクスポージャーについては 250% のリスク・ウェイトが適用されますが（第 76 条の 2 の 3 又は第 178 条の 2 の 3）、平成 25 年改正告示附則第 12 条第 1 項及び第 2 項において、以下の経過措置が定められています。

対象	金融機関 ^(注) 、銀行持株会社 又は最終指定親会社が発行 した適格旧非累積的永久優 先株又は適格旧資本調達手 段	(左記を除く)適用日において保有するものであり、かつ、保有を継続しているもの		
期間	H26. 3. 31～H41. 3. 30	H26. 3. 31 ～ H27. 3. 30	H27. 3. 31～ H29. 3. 30	H29. 3. 31 ～ H31. 3. 30
リスク・ウェイト	100%	100%	150%	200%

(注) 金融機関とは、第 1 条第 7 号に定める金融機関を表す。

【標準的手法】

【第6章（標準的手法）－第1節（総則）及び第2節（リスク・ウェイト）関係】

＜重要な出資のエクスポージャー＞

【関連条項】第76条の2、第178条の2

第76条の2-Q1 重要な出資のエクスポージャーの規定の適用対象となる「対象出資」の範囲を教えてください。（平成25年9月20日追加）

(A)

金融機関等以外の事業会社への出資に伴うリスクを一定限度以下に抑制するとの本条及びバーゼル合意の趣旨を踏まえ、銀行（又はその連結子法人等）が総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有している法人等であって、その他金融機関等を含む他の金融機関等に該当する者以外の者が、これに該当すると解されます。

＜重要な出資に係る15パーセント基準額＞

【関連条項】第76条の2、第76条の2の2、第178条の2、第178条の2の2

第76条の2-Q2 平成24年改正告示附則又は平成25年改正告示附則による経過措置期間中、重要な出資に係る15パーセント基準額の算出においてこれらの附則に従った経過措置を勘案して良いでしょうか。（平成25年9月20日追加）

(A)

重要な出資に係る15パーセント基準額は、大要、国際統一基準においては第2条第3号又は第14条第3号の算式における総自己資本の額に15パーセントを乗じた額とされており、国内基準においては第25条又は第37条の算式における自己資本の額に15パーセントを乗じた額をいうものとされているように、経過措置を勘案した後の総自己資本の額又は自己資本の額に15パーセントを乗じた額となります。

【第6章（標準的手法）－第4節（派生商品取引及び長期決済期間取引）関係】

<個別誤方向リスクが特定されたエクスポージャーの取扱い>

【関連条項】第79条の4第9項及び第10項

第79条の4-Q1 期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合に、個別誤方向リスクを有する取引に係る信用リスク・アセットの額の算出方法について教えてください。

(A)

個別誤方向リスクを有する取引は、通常取引とは異なる取扱いが必要となります。

まず、法的に有効な相対ネットリング契約に基づき、他の取引との相殺が認められる取引であったとしても、ネットリング・セットに含めることが認められていません（第79条の4第9項）。そのため、当該取引については、単独でネットリング・セットを構成するものとしてエクスポージャー額を計測する必要があります。

また、信用リスク・アセットの額の算出において、個別誤方向リスクの特性を勘案することが求められています（同条第10項）。この場合の算出方法の具体例として、バーゼル銀行監督委員会による「Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems」（平成22年12月16日公表）のパラグラフ101において、参照企業と法的な関係のある取引相手方との「クレジット・デフォルト・スワップ契約」や「エクイティ・デリバティブ契約」が挙げられていますが、その他のリスク特性が異なる取引であっても、個別誤方向リスクの特性に応じて、適切に信用リスク・アセットの額を算出することが必要となります。

<期待エクスポージャー方式におけるストレス期間>

【関連条項】第79条の4第3項

第79条の4-Q2 期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合に用いるストレス期間について教えてください。

(A)

期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合には、通常市場データとは別に、ストレス期間を含む市場データを用いる必要があります。

ここで、期待エクスポージャーの算定において、ヒストリカル・ボラティリティを用いる場合、3年間の市場データをもとにボラティリティを算出することが国際的な目線となっています。この場合、足許3年間とストレス期間を含んだ3年間の市場データを用いて与信相当額を算出した上で、ポートフォリオ全体の信用リスク・アセットの額が大きく計算される期間のデータを用いることが必要となります。

なお、CVAリスク相当額の算出において、先進的リスク測定方式を用いる場合のCVAストレス・バリュー・アット・リスクの算出におけるストレス期間としては、期待エクスポー

ジャー方式におけるストレス期間を含んだ3年間から1年間を選定することとなりますが、選定にあたっては、信用スプレッドへのストレスの状況を勘案することが必要となります。

<期待エクスポージャー方式における適格金融資産担保の評価方法>

【関連条項】第79条の4第11項

第79条の4-Q3 期待エクスポージャー方式における適格金融資産担保の評価方法について教えてください。

(A)

期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合には、原則として、ネットイング・セットの評価にあたって、適格金融資産担保の価格変動についても適切にモデル化することが必要となります。適格金融資産担保の価格変動をモデル化できない場合は、包括的手法に基づいたヘアカットを適用することとなります。

【内部格付手法】

【第1章（定義）＜内部格付手法関係＞】

＜大規模規制金融機関等の定義＞

【関連条項】第1条第37号の2

第1条第37号の2-Q1 内部格付手法における相関係数を引き上げる対象となる大規模規制金融機関等の範囲について教えてください。（平成25年9月20日修正）

(A)

大規模規制金融機関等である『大規模規制金融機関』及び『非規制金融機関』については、内部格付手法での信用リスク・アセットの額の算出における相関係数を通常の1.25倍することが求められています。

うち、『大規模規制金融機関』については、規制金融機関グループ（本邦では銀行業、証券業、保険業を営む企業及びそれらの持株会社のうち健全性規制が設けられている企業グループが該当）のうち、グループでの連結総資産が一千億合衆国ドルに相当する額以上の企業グループを構成する企業が該当します。ここで一千億合衆国ドルに相当する額については、原則として、算出基準日ごとの為替の水準に基づき算出することが求められますが、円建てで連結財務諸表を作成しているグループに対しては、あらかじめ合理的に設定した円換算額（例えば、改正告示（平成24年金融庁告示第28号）の公布日（平成24年3月30日）を起点とした過去1年間の平均為替レート（1ドル＝79.76円、東京外為市場における取引状況（2011年中）（日本銀行金融市場局）より）で換算した7兆9760億円≒8兆円）を継続的に用いることも許容されます。

『非規制金融機関』については、金融業及び保険業を主に営む企業のうち、大規模規制金融機関及び規制金融機関を除く企業、具体的には、ヘッジファンドに加えて、住宅ローン保証会社や貸金業者等であり、その規模にかかわらず該当します。ただし、「金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすものと高い相関関係を有しないもの」である企業、例えば、大規模規制金融機関に該当しない規制金融機関の子法人等であって当該規制金融機関の顧客を中心に金融サービスを提供するリース子会社等は、その金融システムへの影響度にかんがみ、対象外とすることが許容されます。

（参考：規制金融機関グループに属する企業の大規模規制金融機関等への該当是非）

	連結総資産1千億ドル以上	連結総資産1千億ドル未満
親法人等(規制金融機関)	○	×
子法人等(規制金融機関)	○	×
子法人等(非規制金融機関)	○	リース会社等：× ヘッジファンド等：○

子法人等(金融機関以外)	○	×
--------------	---	---

○：大規模規制金融機関等に該当

×：大規模規制金融機関等に非該当

なお、大規模規制金融機関等に係る株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を PD/LGD 方式により算出する場合についても、通常的相关係数を 1.25 倍したものを、その相関係数として用いることが求められます。

【CVA リスク】

【第 8 章の 2 (CVA リスク) 関係】

<CVA リスク相当額の算出対象>

【関連条項】 第 270 条の 2 第 1 項

第 270 条の 2-Q1 デフォルト先との派生商品取引について、CVA リスク相当額を算出する必要がありますか。(平成 25 年 3 月 28 日追加)

(A)

デフォルト等の事由により、早期解約条項等に抵触した結果、派生商品取引としての特性を失っている取引については、CVA リスク相当額の算出対象から除外することが可能です。

なお、銀行取引約定書等に基づく派生商品取引であって、期限の利益喪失事由に抵触している場合であっても、当該取引が未解約である場合には、CVA リスク相当額を算出することが必要となります。ただし、この場合において、一般的に随時解約可能な状態と考えられる債務者との取引であれば、CVA リスク相当額の算出における満期について、フロアである 1 年とすることが可能です。

<CVA リスクのヘッジ手段>

【関連条項】 第 270 条の 3 第 2 項

第 270 条の 3-Q1 CVA リスクのヘッジ手段についてヘッジ効果を認識する場合、信用リスク削減手法の要件を充足する必要がありますか。

(A)

CVA リスク相当額の算出にあたっては、クレジット・デフォルト・スワップ等、同条第 6 項に規定された取引を用いて、ヘッジ効果を認識することが可能となっています。

このヘッジ手段については、CVA の変動リスクをヘッジすることを目的として取組まれている取引であれば、第六章第五節に規定されている信用リスク削減手法にかかる要件を充足する必要はありません。但し、規制裁定を目的とした内部取引等については、その趣旨に鑑み、ヘッジ効果を認識することはみとめられません。

なお、CVA リスクのヘッジ手段については、第 10 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額の算出に勘案することは認められません。

<標準的リスク測定方式>

【関連条項】 第 270 条の 3 第 2 項

第 270 条の 3-Q2 標準的リスク測定方式での CVA リスク相当額の算出にあたり、留意すべき点は何ですか。(平成 25 年 3 月 28 日修正)

(A)

標準的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合、信用リスク区分、すなわち、外部格付に応じた掛目を適用することとなります。この場合において、参照すべき適格格付機関やカウンターパーティが複数の外部格付を有している場合の取扱いについては、信用リスクの標準的手法に係る格付の使用基準に準じて取扱うことが適切と考えられます。すなわち、掛目の判定に当たっては、あらかじめ適格格付の使用基準を設けることが必要となるほか、複数の格付がある場合は2番目に低い掛目を用いることとなります。

一方で、適格な外部格付を有しないカウンターパーティについては、信用リスク・アセットの計測手法に基づき、掛目を適切に判断することとなります。

内部格付手法採用行においては、基本的に全ての債務者について、内部格付制度に基づき債務者格付を付与する一方、当該債務者格付については、それぞれの格付区分について外部格付との対応関係をもたせることが一般的と考えられます。したがって、カウンターパーティの債務者格付に対応した外部格付に係る掛目を適用することとなります。この場合において、債務者格付毎に適用される掛目については、外部格付との対応関係とともに、あらかじめ信用リスク管理指針に規定することが必要となります（注）。

標準的手法採用行においては、内部格付制度を用いて信用リスク・アセットの額を算出することは認められていないことから、債務者格付を付していたとしても対応した掛目を適用することは認められません。この場合、標準的手法の法人等向けエクスポージャーにおいて無格付のエクスポージャーについては、外部格付 BBB 相当（信用リスク区分 4-3）と等しい 100%を適用することとなっていることにかんがみ、外部格付 BBB 格相当（信用リスク区分 1-3）に応じた掛目である 1%を適用することとなります。

（注）ただし、リテール先や一部の中小企業等、外部格付へのマッピングが適切ではないと考えられる相手先については、機械的にマッピングすることが求められるわけではなく、標準的手法採用行の取扱いに準じて一律の掛目を適用することも認められません。

<先進的リスク測定方式>

【関連条項】 告示第 270 条の 4

第 270 条の 4-Q1 先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出するに当たり、留意すべき点は何ですか。（平成 25 年 3 月 28 日追加）

(A)

先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合、予め金融庁長官より承認を受けた内部モデルに基づき、将来時点の期待エクスポージャーの額（EE）を用いて、信用スプレッドの変動を要因とした CVA の変動に係るマーケット・リスクの額を算出することとなります。

ここで、内部モデルを用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合には、日次でそ

のリスク量を計測することが必要となるのに対し、先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合には、必ずしも日次でそのリスク量を計測することは求められていませんが、最低限月次で計測することが必要となります。

なお、ウインドウ・ドレッシングを防ぐ観点から、CVA リスクを日次で計測している場合にはマーケット・リスク相当額の場合と同様に 60 営業日の平均値をもって、また、CVA リスクを月次で計測している場合には四半期中の各月次計測値（月末）の平均値をもって、その基準日の CVA バリューストレス・バリューストレス又は CVA ストレス・バリューストレスとすることが求められます。

【中央清算機関向けエクスポージャー】

【第 8 章の 3（中央清算機関向けエクスポージャー） 関係】

<適格中央清算機関の定義>

【関連条項】 第 1 条第 7 号の 3

第 1 条第 7 号の 3-Q1 エクスポージャーを有する中央清算機関が「適格中央清算機関」に該当するか判断する際に、留意すべき点は何ですか。(平成 25 年 3 月 28 日追加)

(A)

第 1 条第 7 号の 3 に規定のとおり、第 1 条第 7 号の 2 に規定する中央清算機関のうち、

- ① 銀行がリスク・センシティブ手法により当該中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であること
- ② 本邦の中央清算機関である者又は海外の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者であること

の両要件を満たす中央清算機関が、適格中央清算機関に該当することとなります。

このうち、①に関しては、バーゼル銀行監督委員会が作成及び公表した統一的なフォーマット (http://www.bis.org/publ/bcbs227_template.xls) に従って算出した結果が、各中央清算機関から銀行に対して提供されることが予定されています。

また、②のうち海外の中央清算機関については、当該中央清算機関が設立された国において、国際決済銀行・支払決済システム委員会 (BIS/CPSS) 及び証券監督者国際機構 (IOSCO) 専門委員会が平成 24 年 4 月 16 日付で公表した「金融市場インフラのための原則」(原題: Principles for financial market infrastructures) と整合的な国内規則や規制が適用されており、かつ、当該規則等に基づき適切に監督されていることが、公表されている必要があります。

(注) なお、バーゼル銀行監督委員会から公表されている通り、2013 年から 1 年間は、①及び②のいずれについてもその適格性の確保に向けた取組みが具体的になされているのであれば、仮に①又は②の要件を満たさなかったとしても適格中央清算機関として扱うことが許容されます。ただし、②については、各国当局の取組みが公表されていることが必要となります。

【最終指定親会社関係】

【附則<総論、自己資本比率計算関係>】

<その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法>

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 29 号）附則第 5 条

附則第 5 条-Q1 米国式連結財務諸表の作成を行っている場合には、「その他の包括利益累計額」について、米国会計基準に基づいて対象範囲を考えることは許容されますか。

(A)

許容されます。

【協同組織金融機関関係】

【<総論、自己資本比率計算関係>】

<普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額>

【関連条項】 信金告示（平成 18 年金融庁告示第 21 号）第 4 条第 1 項、第 13 条第 1 項等

第 4 条-Q1 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額には、資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益剰余金、優先出資申込金等が含まれるのでしょうか。また、資本金の額を変更することなく優先出資の消却を行ったことにより、当該優先出資消却後も貸借対照表に「優先出資」の科目が残存したままとなる場合、この部分についてもコア資本に係る基礎項目の額に含まれるのでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

いずれも普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額としてコア資本に係る基礎項目の額に含まれますが、仮に累積型の優先出資などコア資本に係る基礎項目に含まれるために満たすべき告示上の要件を充足していない優先出資を発行している場合には、当該優先出資に係る資本金及び資本準備金はこれに含めることができません。

<一般貸倒引当金の算入可能額及び調整項目の額の計算>

【関連条項】 信金告示（平成 18 年金融庁告示第 21 号）第 4 条第 1 項第 4 号、第 2 項第 4 号～第 7 号等

第 4 条-Q2 信用金庫（国内基準金庫）について、少数出資に係る 10 パーセント基準額、連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額、特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額はコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目のうち告示に定めるものの額を控除することで計算されるところ、コア資本に係る基礎項目の額には、一般貸倒引当金の額が含まれます（信金告示第 4 条第 1 項第 4 号）。一般貸倒引当金については、その額のうち信用リスク・アセットの額の合計額に 1.25 パーセントを乗じて得た額（「一般貸倒引当金上限額」）までコア資本に算入することができますが、この信用リスク・アセットの額の合計額には、少数出資金融機関等の対象普通出資等の額のうち少数出資に係る 10 パーセント基準額以下の部分、信用金庫連合会の対象普通出資等のうち連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額以下の部分又はその他金融機関等の対象普通出資等の額のうち特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額以下の部分に相当するため自己資本比率の計算において信用リスク・アセットの額に算入されるもの（「基準額以下部分」）も含まれることとなり、計算が循環構造となる場合があります。このような場合のコア資本に係る調整項目の額及び一般貸倒引当金上限額の具体的な計算方法を教えてください

い。(平成 25 年 9 月 20 日追加)

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法で計算することが可能です。

まず、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして少数出資に係る 10 パーセント基準額、連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額、特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額を計算した上で、これを前提に全てのコア資本に係る調整項目の額を計算します。これらの計算によりコア資本に係る調整項目の額が確定することで、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額も確定することとなりますので、当該基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を、自己資本比率計算式の分母に含まれる信用リスク・アセットの額の合計額に含めた上で、これに 1.25 パーセントを乗じて得た額を、最終的な一般貸倒引当金上限額とします。その上で、一般貸倒引当金の額のうち、当該一般貸倒引当金上限額以下に収まった額を、自己資本比率の分子部分のうちコア資本に係る基礎項目の額に最終的に算入することとなります。

以下、計算例をお示しします。

<前提条件>

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）：2000…(a)
 - ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
 - ・信金告示第 4 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げるコア資本に係る調整項目の額：100…(c)
 - ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額：25…(d)
 - ・保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通出資等の額：300…(e)
 - ・保有する信用金庫連合会が発行する対象普通出資等の額：670…(f)
 - ・保有するその他金融機関等が発行する対象普通出資等の額：240…(g)
 - ・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額：200…(h)
 - ・信用リスク・アセットの額の合計額（上記(e)ないし(h)に掲げるものに係る信用リスク・アセットの額を除く。）：10,000…(i)
- ※ モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産はないものとする。

<計算例>

(ア) 少数出資に係る 10 パーセント基準額を計算します。この計算において、コア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額は、上記(e)ないし(h)のうちコア資本に係る調整項目の額に含まれず信用リスク・アセットの額に算入される部分の額を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして算出した、一般貸倒引当金上限額以下の額に限られます。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 ($\min((b)、(i) \times 1.25\%)$)

$$\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125 \cdots (j)$$

・少数出資に係る 10 パーセント基準額の計算 ($\{[(a) + (j)] - [(c) + (d)]\} \times 10\%$)

$$\{(2000 + 125) - (100 + 25)\} \times 10\% = 200 \cdots (k)$$

(イ) コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通出資等の額を計算します。((e) - (k))

$$300 - 200 = 100 \cdots (l)$$

(ウ) (イ) において算出された額に含まれなかった部分の額については、分母計算を行います。((e) - (l))

$$300 - 100 = 200 \cdots (m)$$

(エ) 連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額を計算します。

$$\{[(a) + (j)] - [(c) + (d)]\} \times 20\%$$

$$\{(2000 + 125) - (100 + 25)\} \times 20\% = 400 \cdots (n)$$

(オ) コア資本に係る調整項目である信用金庫連合会の対象普通出資等の額を計算します。

$$((f) - (n))$$

$$670 - 400 = 270 \cdots (o)$$

(カ) (オ) において算出された額に含まれなかった部分の額については、分母計算を行います。((f) - (o))

$$(\text{分母計算の対象となるものの額}) 670 - 270 = 400 \cdots (p)$$

$$(\text{連合会向け出資に係る 10 パーセント基準額}) \{(2000 + 125) - (100 + 25)\} \times 10\% = 200$$

$$(\text{信用リスク・アセットの額}) 200 \times 100\% + (400 - 200) \times 250\% = 700 \cdots (q)$$

(キ) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を計算します。($\{[(a) + (j)] - [(c) + (d) + (l) + (o)]\} \times 10\%$)

$$\{(2000 + 125) - (100 + 25 + 100 + 270)\} \times 10\% = 163 \cdots (r)$$

(ク) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を計算します。($\{(g)、(h)\} - (r)$)

$$(\text{その他金融機関等の対象普通出資等の額}) 240 - 163 = 77 \cdots (s)$$

$$(\text{繰延税金資産}) 200 - 163 = 37 \cdots (t)$$

(ケ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。($(g) + (h) - \{(s) + (t)\}$)

$$240 + 200 - (77 + 37) = 326 \cdots (u)$$

(コ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。($\{[(a) + (j)] - [(c) + (d) + (g) + (h) + (l) + (o)]\} \times 15/85$)

$$\{(2000 + 125) - (100 + 25 + 240 + 200 + 100 + 270)\} \times 15/85 = 210 \cdots (v)$$

※ 経過期間中については、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 3 項の適用により計算方法が異なることに留意する必要がある。具体的には、協同組織金融機関に関する平成 25 年改正告示附則第 8 条-Q2 を参照のこと。

(サ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。((u) - (v))

$$\underline{326 - 210 = 116 \cdots (w)}$$

(シ) その他金融機関等の対象普通出資等の額から信金告示第5条第7項第1号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る10パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。((g) - (s)) ÷ (u)

$$\underline{(240 - 77) \div 326 = 0.5 \cdots (x)}$$

(ス) 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から信金告示第5条第7項第3号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る10パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。((h) - (t)) ÷ (u)

$$\underline{(200 - 37) \div 326 = 0.5 \cdots (y)}$$

(セ) 特定項目に係る15パーセント基準超過額を算出します。((w) × (x), (w) × (y))

$$\underline{(\text{その他金融機関等の対象普通出資等}) } 116 \times 0.5 = 58 \cdots (z)$$

$$\underline{(\text{繰延税金資産}) } 116 \times 0.5 = 58 \cdots (aa)$$

(ソ) 特定項目に係る10パーセント基準超過額及び特定項目に係る15パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります。((g) - (s) - (z), (h) - (t) - (aa))

$$\underline{(\text{その他金融機関等の対象普通出資等}) } 240 - 77 - 58 = 105$$

$$\underline{(\text{繰延税金資産}) } 200 - 37 - 58 = 105$$

$$\underline{(\text{これらの信用リスク・アセットの額}) } 105 \times 250\% + 105 \times 250\% = 525 \cdots (bb)$$

(タ) (ウ)、(カ) 又は (ソ) において分母計算の対象とされたものの信用リスク・アセットの額を、信用リスク・アセットの額の合計額に加算し、これに1.25%を乗じたものが、最終的な一般貸倒引当金上限額となります。((i) + (m) + (q) + (bb)) × 1.25%

$$\underline{(10000 + 200 + 700 + 525) \times 1.25\% = 142.81}$$

※1 少数出資金融機関等の対象普通出資等のリスク・ウェイトは100%と仮定している。

※2 小数点第3位を四捨五入している。

【経過措置 <総論、自己資本比率計算関係>】

<中央機関等向け出資の自己資本比率計算上の取扱い>

【関連条項】改正告示（平成25年金融庁告示第6号）附則第8条第6項

附則第8条-Q1 信用金庫が信用金庫連合会の発行する対象普通出資等を保有する場合、このうち連合会向け出資に係る20パーセント基準額を超過する部分について、コア資本に係る調整項目の額に含めて自己資本比率を計算することとなりますが、経過期間中においては、平成25年改正告示附則第8条第6項に従い、当該コア資本に係る調整項目の額に含まれる部分のうち所定の割合相当額について、「なお従前の例による」ことができるものとされています。この点、旧告示においては、信用金庫が保有する信用金庫連合会の資本調達手段のうち自己資本の額の20パーセントを超える部分が控除項目として自己資本から控除されていた他、監督指針においてグランドファザリングも設けられていましたが、「なお従前の例による」とは、具体的にはどのように取り扱えば良いのでしょうか。（平成25年9月20日追加）

(A)

旧告示に拠った場合の取扱いをもとに按分比例の方法による計算を行うことが考えられますが、当該計算を行うことが実務的に難しい場合においては、一律リスク・ウェイト100パーセントを適用する方法によることも考えられます。

<調整項目に係る経過措置（信用金庫）>

【関連条項】改正告示（平成25年金融庁告示第6号）附則第8条第5項、第6項

附則第8条-Q2 信用金庫に関する調整項目に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成25年9月20日追加）

(A)

以下に計算例を示します。

(1) 信金告示第4条第2項第1号から第3号までに掲げる項目の経過措置期間における取扱い例

平成25年改正告示附則第8条第5項により、対応する期間に応じて同附則第6条第1項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る調整項目の額に算入することができます。

この場合において、同附則第8条第5項によってコア資本に係る調整項目の額に含まれない額については、同条第6項に従い、このうち旧信金告示第4条第1項各号に定める基本的項目から控除されるもの又は旧信金告示第6条第1項各号に定める控除項目に該当するものについては、コア資本に係る調整項目の額に含まれることとなり、他方で、これらに該当しないものについては、従前同様にリスク・アセットの額を計算して分母に計上されることとなります。

以上を踏まえた計算例を以下に示します。

項目	金額例	取扱い	金額		
			～27年 3月30日	～28年 3月30日	～29年 3月30日
のれんに係る無形固定資産の額	100	資本控除 ^(注1)	100	100	100
のれん又はモーゲージ・サービシング・ライセンス以外の無形固定資産の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算 ^(注2)	100	80	60
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額	100	資本控除	100	100	100
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	100	資本控除	100	100	100
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額（旧信金告示において控除項目に該当していたものと仮定）	100	資本控除	100	100	100
退職給付に係る資産又は前払年金費用の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60

(注1) 資本控除とは、コア資本に係る調整項目の額に含めることを意味する。

(注2) この場合に分母計算として適用されるリスク・ウェイトは、250パーセントではなく100パーセントとなる。

(2) 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額の経過措置期間における計算例

<前提条件> ※ 信金告示第4条-Q2と共通の事例を用います。

・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）^(注)：2,000…(a)

(注) 平成25年改正告示附則第3条ないし第7条の経過措置適用前の完全実施ベースの額

・一般貸倒引当金の額：150…(b)

・ 信金告示第4条第2項第1号又は第2号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注)：100…

(c)

(注) 平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額

・ 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注)：25…(d)

(注) 平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額

・ 保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通出資等の額：300…(e)

うち、

・ 保有するA社^(注)の普通株式の額：150…(ea)

・ 保有するB社^(注)の強制転換条項付優先株式の額：100…(eb)

・ 保有するC社(協同組織金融機関)^(注)の優先出資の額：50…(ec)

(注) A社、B社及びC社はいずれも少数出資金融機関等に該当するものとする。

・ 信用リスク・アセットの額の合計額^(注)：10,000…(i)

(注) 信金告示第4条-Q2に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通出資等、信用金庫連合会が発行する対象普通出資等、その他金融機関等が発行する対象普通出資等及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る信用リスク・アセットの額を含めない。

・ 平成25年改正告示附則第8条第5項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなるものの割合：x%

① 新告示(平成25年改正告示による改正後)における算出手順

(ア) 少数出資に係る10パーセント基準額を算出します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の計算方法については、信金告示第4条-Q2を参照のこと。

・ 算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 (min ((b)、(i)×1.25%))

min (150、10000×1.25%) = 125…(j)

・ 少数出資に係る10パーセント基準額の計算 ([(a)+(j)] - [(c)+(d)] × 10%)

{(2000+125) - (100+25)} × 10% = 200…(k)

(イ) コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通出資等の額を計算します。((e)-(k))

300 - 200 = 100…(l)

うち、

(A社の普通株式)：150×100/300 = 50…(1a)

(B社の強制転換条項付優先株式)：100×100/300 = 33.33…(1b)

(C社の優先出資)：50×100/300 = 16.67…(1c)

※ 小数点第3位を四捨五入している。

(ウ) (イ)において算出された額に含まれなかった部分の額については、それぞれにつき分母計算を行います。($\{(ea), (eb), (ec)\} \times \{(e) - 1\} / (e)$)

(A社の普通株式) : $150 \times (300 - 100) / 300 = 100 \dots (ma)$

(B社の強制転換条項付優先株式) : $100 \times (300 - 100) / 300 = 66.67 \dots (mb)$

(C社の優先出資) : $50 \times (300 - 100) / 300 = 33.33 \dots (mc)$

※ 小数点第3位を四捨五入している。

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出されたコア資本に係る調整項目の額について、平成25年改正告示附則第8条第5項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目の額を算出します。経過措置の適用によりコア資本に係る調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26年3月	27年3月	28年3月
A社の普通株式	資本控除 $(1a) \times x\%$	0	10.0 $(50 \times 20\%)$	20.0 $(50 \times 40\%)$
	旧告示取扱い $(1a) \times \{100\% - x\%\}$ (経過措置分) (注)	50.0	40.0 $(50 \times 80\%)$	30.0 $(50 \times 60\%)$
	分母計算(ma) (非控除部分)	100	100	100
B社の 強制転換条項 付優先株式	資本控除 $(1b) \times x\%$	0	6.67 $(33.33 \times 20\%)$	13.33 $(33.33 \times 40\%)$
	旧告示取扱い $(1b) \times \{100\% - x\%\}$ (経過措置分) (注)	33.33	26.66 $(33.33 \times 80\%)$	20.00 $(33.33 \times 60\%)$
	分母計算(mb) (非控除部分)	66.67	66.67	66.67
C社(協同組織 金融機関)の 優先出資	資本控除 $(1c) \times x\%$	0	3.33 $(16.67 \times 20\%)$	6.67 $(16.67 \times 40\%)$
	旧告示取扱い $(1c) \times \{100\% - x\%\}$ (経過措置分) (注)	16.67	13.34 $(16.67 \times 80\%)$	10.00 $(16.67 \times 60\%)$
	分母計算(mc) (非控除部分)	33.33	33.33	33.33

(注)「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有等の控除項

目に該当する場合には、コア資本に係る調整項目の額に含まれる（資本控除）こととなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算する（分母計算）こととなる。

(3) 信用金庫連合会の対象普通出資等の額の経過措置期間における計算例

<前提条件> ※ 信金告示第4条-Q2 と共通の事例を用います。

・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）^(注)：2,000…(a)
（注）平成25年改正告示附則第3条ないし第7条の経過措置適用前の完全実施ベースの額

・一般貸倒引当金の額：150…(b)

・信金告示第4条第2項第1号又は第2号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注)：100…(c)

（注）平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額

・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注)：25…(d)

（注）平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額

・保有する信用金庫連合会が発行する対象普通出資等の額：670…(f)

うち、

・普通出資A（平成10年3月31日より前に取得かつ継続保有）の額：100…(fa)

・普通出資B（平成10年3月31日以後平成26年3月30日以前に取得かつ継続保有）の額：300…(fb)

・普通出資C（平成26年3月31日以後に取得）の額：200…(fc)

・優先出資A（平成26年3月30日以前に取得かつ継続保有）の額：50…(fd)

・優先出資B（平成26年3月31日以後に取得）の額：20…(fe)

・信用リスク・アセットの額の合計額^(注)：10,000…(i)

（注）信金告示第4条-Q2に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通出資等、信用金庫連合会が発行する対象普通出資等、その他金融機関等が発行する対象普通出資等及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る信用リスク・アセットの額を含めない。

・平成25年改正告示附則第8条第5項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなるものの割合：x%

① 新告示（平成25年改正告示による改正後）における算出手順

(ア) 連合会向け出資に係る20パーセント基準額を計算します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の計算方法については、信金告示第4条-Q2を参照のこと。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 ($\min((b)、(i) \times 1.25\%)$)

$$\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125 \cdots (j)$$

・連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額の計算 ($\{ (a) + (j) \} - \{ (c) + (d) \}$
 $\times 20\%$)

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25) \} \times 20\% = 400 \cdots (n)$$

(イ) コア資本に係る調整項目である信用金庫連合会の対象普通出資等の額を計算します。

$$(f) - (n)$$

$$670 - 400 = 270 \cdots (o)$$

うち、

$$(普通出資 A) 100 \times 270 / 670 = 40.30 \cdots (oa)$$

$$(普通出資 B) 300 \times 270 / 670 = 120.90 \cdots (ob)$$

$$(普通出資 C) 200 \times 270 / 670 = 80.60 \cdots (oc)$$

$$(優先出資 A) 50 \times 270 / 670 = 20.15 \cdots (od)$$

$$(優先出資 B) 20 \times 270 / 670 = 8.06 \cdots (oe)$$

※ 小数点第 3 位を四捨五入している。

(ウ) (イ) において算出された額に含まれなかった部分の額については、分母計算を行います。(f) - (o)

$$670 - 270 = 400 \cdots (p)$$

うち、

$$(普通出資 A) 100 \times 400 / 670 = 59.70 \cdots (pa)$$

$$(普通出資 B) 300 \times 400 / 670 = 179.10 \cdots (pb)$$

$$(普通出資 C) 200 \times 400 / 670 = 119.40 \cdots (pc)$$

$$(優先出資 A) 50 \times 400 / 670 = 29.85 \cdots (pd)$$

$$(優先出資 B) 20 \times 400 / 670 = 11.94 \cdots (pe)$$

※ 小数点第 3 位を四捨五入している。

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出されたコア資本に係る調整項目の額について、平成 25 年改正告示附則第 8 条第 5 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目の額を算出します。経過措置の適用によりコア資本に係る調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26 年 3 月	27 年 3 月	28 年 3 月
信用金庫連合 会の対象普通	資本控除 (o) × x%	0	54 (270 × 20%)	108 (270 × 40%)

出資等	旧告示取扱い (o) × {100%-x%} (経過措置分)	270	216 (270×80%)	162 (270×60%)
	分母計算(p) (非控除部分)	400	400	400

なお、上記「分母計算」とされる部分のうち、連合会向け出資に係る 10 パーセント基準額を超過するため 250 パーセントのリスク・ウェイトが適用される 200 については、(i) うち平成 26 年 3 月 31 日以後に取得した普通出資 C 部分又は優先出資 B 部分に相当する 65.67 (= (119.40+11.94) × 200/400) については 250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されますが、(ii) 平成 26 年 3 月 30 日以前に取得しかつ継続保有している普通出資 A 部分、普通出資 B 部分又は優先出資 A 部分に相当する 134.33 (= (59.70+179.10+29.85) × 200/400) については附則第 12 条-Q1 記載の表に従ったリスク・ウェイトが適用されます。

※ 小数点第 3 位を四捨五入している。

また、上記のうち、「旧告示取扱い」とされる部分については、以下の取扱いを行います。

(i) まず、普通出資 A、普通出資 B、普通出資 C、優先出資 A 及び優先出資 B のそれぞれにつき、旧告示に従ったものとした場合の取扱いを確認します。ここでは、旧告示に従ったものとした場合の取扱いを、以下のように仮定します。

・普通出資 B 及び普通出資 C：合計 500 のうち、450 (9/10 相当) については 100 パーセントのリスク・ウェイトで分母計上し、残り 50 (1/10 相当) については控除項目に含める。

※ 旧告示に従って計算した信用金庫の自己資本の額の 20 パーセントが 450 であった場合。なお、20 パーセントを上回る額の計算において、劣後ローン等の信用金庫連合会が発行する対象普通出資等に該当しないものを含める必要はない。

・普通出資 A、優先出資 A 及び優先出資 B：リスク・ウェイト 100 パーセントで分母計上。

※ これらについては旧監督指針に従い控除項目の額の計算に含まれていなかったものと仮定している。

(ii) (i)を前提に、普通出資 A、普通出資 B、普通出資 C、優先出資 A 及び優先出資 B のそれぞれにつき、按分計算によって、「旧告示取扱い」に含まれるであろうと考えられるものの額を算出し、上記(i)において確認した旧告示における取扱いを適用することとなります。

	金額			適用される取扱い
	26 年 3 月	27 年 3 月	28 年 3 月	

(按分計算による内訳)	旧告示取扱い (o) × {100-x%} (経過措置分)	270	216 (270×80%)	162 (270×60%)	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> ・ 9/10 相当につき、 RW100%で分母計上 ・ 1/10 相当につき、資 本控除 </div>
	普通出資 B	120.90	96.72	72.54	
	普通出資 C	80.60	64.48	48.36	
	普通出資 A	40.30	32.24	24.18	
	優先出資 A	20.15	16.12	12.09	
	優先出資 B	8.06	6.45	4.84	

※1 ただし、協同組織金融機関に関する附則第 8 条-Q1 に記載のとおり、このような計算を行うことが実務的に難しい場合には、一律リスク・ウェイト 100 パーセントを適用する方法によることも可能。

※2 小数点第 3 位を四捨五入している。

(4) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び 15 パーセント基準超過額の経過措置期間における計算例

<前提条件> ※ 信金告示第 4 条-Q2 と共通の事例を用います。

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）^(注)：2000…(a)
（注）平成 25 年改正告示附則第 3 条ないし第 7 条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
- ・信金告示第 4 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注)：100…(c)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注)：25…(d)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・コア資本に係る調整項目としての少数出資金融機関等の対象普通出資等の額^(注)：100…(k)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・コア資本に係る調整項目としての信用金庫連合会の対象普通出資等の額^(注)：270…(o)

(注) 平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額

・保有するその他金融機関等が発行する対象普通出資等の額：240…(g)

うち、

・保有する A 社（関連会社）の普通株式の額：160…(ga)

・保有する B 社（議決権の 10%超を保有する非関連会社・非子会社）の普通株式の額：80…(gb)

・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額：200…(h)

・信用リスク・アセットの額の合計額^(注)：10,000…(i)

(注) 信金告示第 4 条-Q2 に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通出資等、信用金庫連合会が発行する対象普通出資等、その他金融機関等が発行する対象普通出資等及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る信用リスク・アセットの額を含めない。

・平成 25 年改正告示附則第 8 条第 5 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合：x%

※ モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産はないものとする。

① 新告示（平成 25 年改正告示による改正後）における算出手順

(ア) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を計算します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の計算方法については、信金告示第 4 条-Q2 を参照のこと。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 $(\min((b)、(i) \times 1.25\%))$

$\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125 \dots (j)$

・特定項目に係る 10 パーセント基準額の計算 $(\{(a) + (j)\} - \{(c) + (d) + (k) + (o)\}) \times 10\%$

$\{(2000 + 125) - (100 + 25 + 100 + 270)\} \times 10\% = 163 \dots (r)$

(イ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を計算します。 $(\{(g)、(h)\} - (r))$

(その他金融機関等の対象普通出資等の額) $240 - 163 = 77 \dots (s)$

(繰延税金資産) $200 - 163 = 37 \dots (t)$

(ウ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。 $(\{(g) + (h)\} - \{(s) + (t)\})$

$240 + 200 - (77 + 37) = 326 \dots (u)$

(エ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。 $(\{(a) + (j)\} - \{(c) + (d) + (k) + (o)\}) \times 15\%$ ^(注)

$\{(2000 + 125) - (100 + 25 + 100 + 270)\} \times 15\% = 244.5 \dots (v')$

(注) 経過期間中であるため、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 3 項に基づき読み替えられた特定項目に係る 15 パーセント基準額の算出方法に従っている。

(オ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。((u) - (v'))

$$\frac{326 - 244.5}{81.5} = 0.5 \dots (w')$$

(カ) その他金融機関等の対象普通出資等の額から信金告示第5条第7項第1号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る10パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。((g) - (s)) ÷ (u)

$$\frac{240 - 77}{326} = 0.5 \dots (x)$$

(キ) 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から信金告示第5条第7項第3号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る10パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。((h) - (t)) ÷ (u)

$$\frac{200 - 37}{326} = 0.5 \dots (y)$$

(ク) 特定項目に係る15パーセント基準超過額を算出します。((w') × (x), (w') × (y))

$$\text{(その他金融機関等の対象普通出資等)} \quad 81.5 \times 0.5 = 40.75 \dots (z')$$

$$\text{(繰延税金資産)} \quad 81.5 \times 0.5 = 40.75 \dots (aa')$$

(ケ) 特定項目に係る10パーセント基準超過額及び特定項目に係る15パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります。((g) - (s) - (z'), (h) - (t) - (aa'))

$$\text{(その他金融機関等の対象普通出資等)} \quad 240 - 77 - 40.75 = 122.25 \dots (cc)$$

$$\text{(繰延税金資産)} \quad 200 - 37 - 40.75 = 122.25 \dots (dd)$$

$$\text{(これらの信用リスク・アセットの額)} \quad 122.25 \times 250\% + 122.25 \times 250\% = 611.25$$

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出されたコア資本に係る調整項目の額について、平成25年改正告示附則第8条第5項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目に含まれる額を算出します。経過措置の適用によりコア資本に係る調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26年3月	27年3月	28年3月
その他金融機関等の対象普通出資等	コア資本控除 $\{(s) + (z')\} \times x\%$	0	23.55 $(117.75 \times 20\%)$	47.1 $(117.75 \times 40\%)$
	旧告示取扱い $\{(s) + (z')\} \times \{100\% - x\%\}$ (経過措置部分) (注1)	117.75	94.2 $(117.75 \times 80\%)$	70.65 $(117.75 \times 60\%)$
	分母計算(cc) (RW250%対象分)	122.25	122.25	122.25

繰延税金資産 (一時差異に係 るもの)	コア資本控除 $\{(t)+(aa')\} \times x\%$	0	15.55 (77.75×20%)	31.1 (77.75×40%)
	旧告示取扱い $\{(t)+(aa')\} \times \{100\%-x\%\}$ (経過措置部分) (注2)	77.75	62.2 (77.75×80%)	46.65 (77.75×60%)
	分母計算(dd) (RW250%対象分)	122.25	122.25	122.25

(注1) 設例では、当金庫は、その他金融機関等の対象普通出資等として、A社（関連会社）の普通株式を160、B社（議決権の10%超を保有する非関連会社・非子会社）の普通株式を80保有している。そのため、「旧告示取扱い」とされる部分のうち、A社の普通株式に相当すると認められる部分（3分の2相当）については、旧告示でも金融業務を営む関連法人等として控除項目に該当していたことから、コア資本に係る調整項目の額に算入することとなる。他方、B社の普通株式に相当すると認められる部分（3分の1相当）については、旧告示において意図的保有に該当していなかったと仮定すると、リスク・アセットの額を計算することとなる。したがって、例えば、26年3月末時点では、 $117.75 \times 2/3 = 78.5$ がコア資本控除となり、27年3月末時点では、23.55に加え、 $94.2 \times 2/3 = 62.8$ の合計86.35がコア資本控除となり、また、28年3月末時点では、47.1に加え、 $70.65 \times 2/3 = 47.1$ の合計94.2がコア資本控除となる。

(注2) この場合に適用されるリスク・ウェイトは、250パーセントではなく100パーセントである。